

平成 29 年 9 月定例会（第 329 回）

9 月 21 日 一般質問

今井光子議員一般質問

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 核兵器のない世界のために奈良県の果たす役割について
- 2 奈良県の働き方改革について
- 3 国民健康保険の都道府県単位化について
- 4 子どもの医療の窓口負担無料化について
- 5 県道天理王寺線について

平成29年 9月 定例会（第329回）

平成二十九年九月

第三百二十九回定例奈良県議会会議録 第四号

平成二十九年九月二十一日（木曜日）午後一時開議

出席議員（四十二名）

一番	亀田忠彦	二番	池田慎久
三番	猪奥美里	四番	山中益敏
五番	川口延良	六番	松本宗弘
七番	中川 崇	八番	佐藤光紀
九番	川田 裕	一〇番	井岡正徳
一一番	田中惟允	一二番	藤野良次
一三番	森山賀文	一四番	大国正博
一五番	岡 史朗	一六番	西川 均
一七番	小林照代	一八番	清水 勉
一九番	松尾勇臣	二〇番	阪口 保
二一番	欠員	二二番	中野雅史
二三番	安井宏一	二四番	田尻 匠
二六番	荻田義雄	二七番	岩田国夫
二八番	乾 浩之	二九番	太田 敦
三〇番	宮本次郎	三一番	和田恵治
三二番	山本進章	三三番	國中憲治
三四番	米田忠則	三五番	出口武男
三六番	新谷紘一	三七番	粒谷友示
三八番	秋本登志嗣	三九番	小泉米造
四〇番	中村 昭	四一番	山村幸穂
四二番	今井光子	四三番	梶川虔二
四四番	川口正志		

欠席議員（一名）

二五番 奥山博康

議事日程

- 一、当局に対する代表質問
- 一、当局に対する一般質問

○副議長（松尾勇臣） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後六時まで延長いたします。

○副議長（松尾勇臣） ただいまより当局に対する代表質問を行います。

順位に従い、四番山中益敏議員に発言を許します。――四番山中益敏議員。（拍手）

◆四番（山中益敏） （登壇）皆さん、こんにちは。そして、奈良テレビ放送、またインターネット放送をごらんの県民の皆様、こんにちは。奈良市・山辺郡選挙区選出の山中益敏でございます。いつもお世話になり、どうもありがとうございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、公明党を代表いたしまして、通告いたしました数点について、知事はじめ関係理事者にお尋ねいたします。

まず初めに、通訳ガイドの育成と人材確保についてお聞きします。

日本政府観光局が七月十九日に発表した、二〇一七年上半期で日本を訪れる外国人は、右肩上がりにつながり、昨年の同時期に比べ七％増の約一千三百七十五万人に上りました。年間三千万人の大台も到達可能な目標として目前に迫り、また、訪日客による上半期の旅行消費額も半期としては初めて二兆円を超えています。観光庁が発表した、ことし四月から六月期の訪日外国人消費動向調査によると、一人当たりの旅行支出額で近年トップを独走していた中国をイギリスとイタリアが抜き、フランスやスペインも中国に迫る勢いです。これら欧州各国からの訪日客には共通点があり、宿泊や飲食、娯楽サービスに使う割合が旅行費用の約七割を占めています。これまでの買い物が六割を占める中国とは対照的で、体験重視型の傾向が強く、モノ消費からコト消費への流れをうかがうことができます。日本だからこそできる体験を求めて、都市部だけでなく地方部においても周遊が始まり、リピーターの訪日外国人観光客をいかに取り込んでいくかが今後のインバウンドで重要な戦略と考えます。

先日、奈良県の観光産業における独自の観光商品を販売する奈良県ビクターズビューローに伺ってまいりました。奈良県ビクターズビューローでは、これまでの国内・団体向けの画一的な観光商品の販売から、今後は、富裕層のインバウンドをターゲットにした、奈良県でしかできない特別な体験型観光商品、オーダーメイド観光商品の販売へと展開したいとしておられます。地元の観光業者が担う少人数・高品質の観光スタイルで、インバウンドを軸とした世界最高のおもてなしで稼ぐ地域を目指すとのこと。こうした特別な観光商品には、最高のおもてなしの心で接する、高い語学力と幅広い知識、演出力で日本の魅力を伝える通訳ガイドがしっかりと役割を果たすことが不可欠で、その期待も高いと考えます。しかし、奈良県の観光地においては、奈良の魅力を伝える通訳ガイドやインバウンドを担うコンシェルジュが不足しており、人材育成が急務とされています。

こうした中、国においても、インバウンドの急増を背景に、通訳つきでガイドする通訳案内士の大幅な不足が喫緊の課題となっており、これに対応するため、さきの国会で、規

制緩和などを盛り込んだ改正通訳案内士法が成立し、来年一月から施行されます。改正法では、通訳ガイドを確保するため、業務独占規制を廃止し、通訳案内士の資格を持っていなくても有償ガイドができるようになりますが、有資格者だけが通訳案内士を名乗ることができる名称独占規制は継続されます。加えて、これまで一部の地域に限られていた地域限定の通訳案内士や特区通訳案内士制度を一般化し、自治体による資格付与による地域観光に特化した地域通訳案内士制度に一本化することとされています。

通常、通訳案内士は、報酬を得て訪日客に付き添い、外国語で旅行のガイドをする民間の外交官とも呼ばれる専門家です。語学に関する唯一の国家資格で、現在の有資格者数は約二万二千八百人、その多くは都市部に集中しており、使用言語も英語が七割近くを占めています。また、訪日客の関心も、団体で名所をめぐる従来型の観光から、個人による文化体験や街歩きなどへと広がっており、通訳案内士が試験や研修で得た知識や経験だけでは対応に苦慮するケースもあると聞き及んでいます。これらの多様化する外国人観光客のニーズに応え、一層の誘客を図るためにも、通訳案内士の名称にこだわらず、奈良を語れるレベルの高い通訳ガイドが必要と考えます。

そこで、知事にお尋ねします。

本県における通訳ガイドの育成と人材確保に向けてこれまでどのように取り組んできたのか、お聞かせください。また、今後の観光戦略において、奈良の魅力に引かれるリピーターを増加させるため、通訳ガイドに求められる資質の確保と活用の仕組みづくりについてどのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

次に、待機児童の解消に向けた取り組みについてお聞きします。

厚生労働省から、平成二十九年四月一日時点の全国における待機児童の状況が発表されました。三年連続でふえ、前年度比二千五百二十八人増加で二万六千八十一人となり、政府が目指す待機児童ゼロへの取り組みが一步遠のいたと言えます。この傾向は本県においても同様で、奈良市や生駒市などに待機児童が集中し、前年度比二十七人増加の二百八十七人が待機児童となり、年齢別では、一歳児、二歳児に集中している状況にあります。この状況を踏まえ、政府においては、ことしの五月には、子育て安心プランを発表し、二〇二〇年度末までに約二十二万人分の保育の受け皿を確保することで待機児童の解消への一層の取り組みを示しています。待機児童の解消への有効な取り組みとしては、幼稚園における二歳児の受け入れ拡大や企業主導型保育事業の推進に期待が寄せられています。

こうした中、待機児童が減らない要因としては、働く女性の増加や子どもの年齢による需要のミスマッチ、地理的な需要のミスマッチなどが考えられます。特に、結婚・出産後も働く女性については、国勢調査によると、女性の二十五歳から四十四歳までの就業率が、二〇一〇年の六七・五%から二〇一五年には七二・六%と大きく上昇しています。この背景には、有効求人倍率が高く働きやすい環境にあることもありますが、一方で、子どものいる世帯の平均所得は一九九六年の七百八十二万円をピークに年々減少し、二〇一五年に

は七百八万円と、景気が回復しても生活が苦しいといった子育て世帯の現状があり、多くの世帯が共稼ぎの必要に迫られ、保育所の入所希望につながっているのです。

また、待機児童の九割近くを三歳未満が占め、特に一歳児、二歳児が多く、この年齢層の受け皿が圧倒的に不足しています。子どもの年齢による需要のミスマッチが待機児童の増加要因になることから、幼稚園の活用による長時間の二歳児預かりを拡充することで解消に向けた対応が期待されています。

さらに、地理的な施設整備のミスマッチについて、保育の受け皿自体は、前年比十一万三千人分もふえて二百八十四万人となっています。これに対して、保育所への申込者数は約九万人ふえて二百六十五万人で、数だけを見ていると申込者数の九万人を上回るペースで施設は整備された計算になりますが、待機児童の解消にはつながっておりません。

本県においても、昨年までに施設整備された受け皿となる定員数は二万六千九百九十名に対し、利用児童数は二万四千五百五十名で、全体では約二千五百名のあきがある計算となり、その原因について、保育需要の多い場所に施設がなく、ミスマッチにつながっているといった指摘があります。こうした状況の中、見えてくる課題としては、潜在的な保育ニーズの見込みが難しく、施設整備などによって定員を拡充しても、それを上回る利用見込みが地域によっては発生し、保育ニーズに十分応え切れていない現状があることから、本県としては、施設整備に対する支援を含め、企業主導型保育事業の推進などに取り組んでいただいていることを承知しております。

また、もう一つの大きな課題として、保育士の確保・定着といったことがあります。保育施設に定員枠があっても保育士不足により子どもを受け入れられない場合があることから、奈良県においても、保育士人材バンクを早くより設置し、就職支援や職場のマッチングなどに取り組まれてきたところです。今後、企業主導型保育事業の推進に当たって、保育士の人材確保が喫緊の課題であるのは言うまでもありません。

そこで、知事にお尋ねします。

待機児童の解消に有効な施策である企業主導型保育事業の推進について、今後、県としてどのように取り組みを進めていくのでしょうか。また、保育士の確保・定着についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

続いて、道路インフラの点検と老朽化対策についてお聞きします。

橋りょう、トンネルなどの道路インフラは、高度経済成長期に集中して整備され、今後急速に老朽化することが懸念されており、平成二十四年には、山梨県の中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板が落下するという悲惨な事故も発生しております。また、道路インフラがもたらすストック効果などの恩恵を次世代に継承していくためには、適切に維持管理と更新を行う必要があります、これらのことを踏まえると、道路インフラの点検と老朽化対策は極めて重要であると考えております。

そのため、平成二十六年には道路法施行規則が一部改正され、道路管理者が、橋りょう、トンネルなどの道路インフラを五年に一回の頻度で近接目視により点検を行うことが義務

づけられており、県においても、平成二十六年度よりこれらの道路インフラの点検を順次進めていただいております。本年七月十九日には奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会が開催され、老朽化した橋やトンネルなど、県内の道路インフラの点検状況が報告されたとお聞きしております。同協議会の資料によりますと、県内の点検対象の道路インフラは、橋りょうが約一万三百橋、トンネルが約百八十トンネル、横断歩道橋などの大型構造物が約三百五十施設で、合計いたしますと約一万八百三十施設となり、これらの施設を平成二十六年度から平成三十年度の五年間で計画的に点検を進める予定とされています。また、県においては、平成二十二年二月に、個々の橋りょうごとに、実施すべき対策の内容、優先度、実施時期を定めた奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの老朽化対策が進められているとお聞きしております。

そこで、まず一点目として、県が管理する橋りょう、トンネルなどの道路インフラの点検の進捗状況はどうか、また、その点検結果を今後の老朽化対策にどのようにつなげていくのか、知事にお聞きいたします。

また、点検を終えた平成二十六年度から平成二十八年度の判定区分のうち、早期に措置を講ずべき状態であるⅢ判定と診断された橋りょうやトンネル、大型構造物の施設数は、県管理と市町村管理を合わせると六百七十九施設との報告が新聞に掲載されておりました。点検を終える平成三十年度までに判定区分Ⅲと診断される施設数はさらにふえるものと予想されています。同協議会においては、平成三十年度に点検を終え、診断結果をもとに、戦略的・効率的な修繕等の推進に向け、奈良モデルによる協働・連携で当初計画達成に取り組むとされています。

そこで、二点目として、道路インフラの老朽化対策における奈良モデルの具体的な取り組みについて、知事にお聞きします。

次は、要望になりますが、先日、道路インフラの点検・補修について、青森県を視察してまいりました。特に青森県では融雪被害による道路の損傷が激しいことから、道路舗装面の点検・補修に携帯アプリを用いる事業を行っており、道路における瑕疵事故の防止、良好な路面の維持管理、道路網全体の老朽化の把握などが効果として期待されております。

また、インフラメンテナンス国民会議では、携帯のアプリだけではなく、ＩｏＴを活用した革新的技術の発掘を目的とした数多くの取り組みが紹介されております。本県とは道路事情が異なりますが、情報通信、データ解析などの技術を取り入れ、老朽化する道路インフラの維持管理、メンテナンスを効率的・効果的に行うことには大変興味があり、今後、必要性を感じております。本県においても、ＩｏＴを活用した道路インフラの維持管理について、ぜひともご検討いただきますよう要望させていただきます。

次に、子ども医療費助成制度についてお聞きします。

子どもの医療費助成については、知事の英断により、昨年八月から、小学生、中学生の通院を助成対象に加え、全国的にもトップレベルの助成制度として実施されるようになったことは記憶に新しいことであります。このようにして、今や全ての市町村に広がった子

ども医療費への独自助成ですが、これに対し政府は、受診機会をふやし、医療費の増加を招くとして、現物給付方式を実施した市町村に対する国民健康保険の負担金を減額調整するペナルティー的な措置を続けてきました。現在、医療保険制度における医療費の自己負担は、未就学児が二割、小学生以上は三割ですが、特に就学前の子どもについては、全市町村が何らかの助成制度を設け、実際の負担は全国的に減免されています。

また、奈良県、長野県など、自動償還方式を採用している自治体にはペナルティー的措置はありませんが、現物給付方式を実施している都道府県においては、医療費の増加を招くとして、ふえたとされる医療費相当分を市町村が運営する国民健康保険に対する国庫負担金から差し引く減額調整措置が実施され、その総額は、二〇一四年度、全国で百十億円を超え、地方からは廃止を求める声が高まっていました。そうした要請を受け、公明党・山口那津男代表が、二〇一五年二月の参議院本会議で、各自治体に人口減少問題への意欲的・自発的取り組みを促す観点から、こうしたペナルティーは見直すべきと主張し、党内においても、子どもの医療等検討小委員会を設置し、議論を重ねる中、厚生労働省に見直しを強く促してきました。

これを受けて厚生労働省は、検討会を設置し、制度見直しに着手し、二〇一六年三月には、減額調整措置を早急に見直すべきとの見解をまとめ、政府のニッポン一億総活躍プランにも、見直しを含め検討し、年末までに結論を得るとの方向性が示されました。こうした我が党の粘り強い取り組みなどを受け、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、二〇一八年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については国民健康保険の減額調整措置を行わない、廃止する方向が決定されました。

本県では、現在、自動償還方式が導入されております。この方式は、未就学児の場合は、医療機関の窓口で二割の自己負担金を支払いますが、申請した口座に数カ月後に自動的に償還される仕組みです。国庫負担金の減額調整措置を回避する苦肉の策となっていますが、窓口で一旦自己負担分を支払うことには変わりはありません。

今回の廃止決定を受け、少なくとも未就学児については、現在の自動償還方式から現物給付方式に変更してもペナルティーを課せられることなく子ども医療費の助成制度の拡充が図られるものと考え、本年二月二十七日、公明党奈良県本部として、子どもの医療費の窓口無料化に向け市町村との検討の場を求める要望書を荒井知事に提出させていただきました。知事は、冒頭、検討の場の設置について市町村への働きかけをしていく旨の話をされ、私たち公明党議員も、早速、地元議員より各市町村に対し、同趣旨の要望書を提出し、働きかけを行ったところでございます。

現在、現物給付方式が実施されていない都道府県は、奈良県を含め六県と聞き及んでいます。岩手県も昨年までは現物給付方式ができていませんでしたが、二年前倒しをする形で、昨年八月から未就学児に対して現物給付方式を開始されています。こうした岩手県の取り組みを調査研究するため、七月二十日に会派視察に行つてまいりました。担当課に、二年前倒しで現物給付方式に取り組む要因などについて伺いますと、一点目には、各市町

村の少子化対策への取り組みを支援する。また、二点目には、子どもの健康増進に寄与することになる。三点目には、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。四点目には、子育て世帯を中心とする住民の満足度向上を図る。さらに、五点目には、周辺自治体とのサービス格差の是正を図るなどを理由に、子どもの医療費助成への意義と現物給付方式に取り組む期待としてお聞きすることができました。

一方で、奈良県では、地方創生に向けた取り組みの基本目標として、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの三つの柱を、県民の皆さんに理解と協力を求めていますので、子ども医療費助成制度において現物給付方式に取り組む意義や期待と地方創生に向けた基本目標は、いずれも符合するものと考えます。

そこで、健康福祉部長に伺います。

子ども医療費助成制度について、現物給付方式の導入に向け、市町村との検討の場を設置するよう求めてきましたが、現時点での検討状況はどうでしょうか、お聞かせください。

続いて、農業経営収入保険制度について、農林部長に伺います。

さきの第七十三回通常国会において、農業災害補償法の改正により新たに導入されることになった本制度につきましては、どの政党よりも先駆けて創設を提案し、その実現に向け、国会質問などを通して粘り強く訴え、農業政策の一丁目一番地として取り組んできました。その結果、農業者の経営安定対策として、農業経営収入保険制度が二〇一九年産の農産物より実施されることになりました。

既存の農業共済制度は、古くから農業者の経営安定に寄与してきましたが、市況の変化で作物の価格が下落した場合は適用されないことや、対象品目は収量を確認できるものに限定されていることなど、農業者や関係団体からその見直しを求める声が高まっていました。また、経営の発展に取り組む農業者が安心して生産に励むことができる新たなセーフティーネットが必要と考えられてきました。今回の制度導入は本県にとっても非常に意義深いことだと考えます。

そこで、一点目に、改めて、農業経営収入保険制度を導入する意義、また、既存制度との相違についてお聞きします。

次に、例えば、米単作経営に耕作放棄地などを借り受けて水稻に取り組む農業者において、既存の制度としてナラシ対策と農作物共済を利用することができますが、農作物共済の場合は、自然災害による収入減少以外の補填はなく、ナラシ対策では、農業者個人の取引価格が低下しても、地域の主要銘柄の平均取引価格が低下しなければ補填されない制度となっています。また、東部の山間地域において、お茶の単作経営をされている農業者が既存の制度である畑作物共済を利用する場合、一番茶のみが対象となり、また、自然災害による収量減少のみが補填の対象となっており、価格低下による収入減少を補填する制度にはなっていません。一方で、既存の補償制度の対象外とされてきた野菜や花き栽培もカバーできる新たなセーフティーネットができることとなります。特に、本県においては、

花き栽培は、菊類が全国六位、小菊が全国二位と盛んであることから、農業者の期待も高いと考えます。

そこで、二点目として、農業経営収入保険制度導入による農業者の経営面への影響についてお聞きします。

次に、収入減少を補填する機能を有する既存の類似制度と新たな収入保険制度の関係については、それぞれの制度の対象者や補償内容等が異なる中で、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティーネットを利用し、選択加入することができるようになりました。また、収入保険制度への加入申請については、青色申告を行っている農業者が対象になることから、これまで青色申告をしていなかった個人の農業者が加入を希望する場合、農業所得について新たに青色申告をする必要があります、その場合、税務署への事前の申請が必要となることなどを含め、制度の周知徹底を図らなければなりません。

そこで、三点目として、農業者がセーフティーネットの選択を適切に行えるよう県としてどのように支援をしていくのか、お聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松尾勇臣） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四番山中議員のご質問がございました。

最初のご質問は、インバウンドの増加を受けた、いわゆる通訳ガイドについてのご質問でございます。

議員お述べのように、外国人観光客に奈良の奥深い魅力を伝え、満足してもらうためには、高い語学能力だけでなく、奈良の歴史文化の本質を理解した上で、必要な知識を持ち、その知識を、訪問者にわかりやすく、かつ楽しく伝えられる表現力を持った、レベルの高い外国語ガイドが必要でございます。これは通訳ガイドといった呼称を超える能力が必要だと私は思っております。

そのようなことから、本県では、外国人観光客の大幅な増加を受けて、二年前から、外国人の感覚に合わせ、わかりやすく、的確に、奈良所在の社寺のストーリー、歴史や本質的背景などを伝えることができる、レベルの高い外国語ガイドを育成する研修を実施しております。この研修には、通訳案内士の資格の有無にかかわらず、多数の応募者から選抜した意欲ある方に参加いただいております、これまでに約百名が受講されております。そのうち試験に合格された十四名を奈良県公認ガイドに認定しています。

今回の通訳案内士法の改正によりまして、各自治体が地域独自の研修を実施することで地域通訳案内士を登録できるようになります。これを受けて、県内外からさらに多くの意欲ある人材を集めるとともに、これまで県公認ガイドの育成で蓄積した情報力を生かし、研修内容のさらなる充実を図っていくつもりでございます。

また、レベルの高い外国語ガイドの県内での定着を促すには、やりがいのある活躍の機会を数多く確保する仕組みが必要でございます。具体的には、奈良県ビジターズビューローと連携いたしまして、連綿と続く伝統行事の文化的背景を体感できるといったテーマ、

日本古来の自然崇拜や山岳信仰に触れることができるといったテーマ、また、日本文化発祥の由来を実感できるといった、奈良県でしかできない特別な体験メニューにおいて、外国語ガイドの本領が発揮できる機会を数多く創出してまいりたいと思っております。また、そのようなガイドさんがおられる奈良の地を、大変好奇心の旺盛な外国人の方が訪問されることを期待しております。このような外国語ガイドの人材バンクを構築し、観光客等から依頼を受けて紹介する、要求に応じて配置する仕組みも検討してまいりたいと思います。レベルの高い外国語ガイドの育成と活用を通じまして、外国人観光客が地域ならではの体験を志向する、議員お述べになりましたコト消費への流れを県内に引き込み、観光消費をふやすとともに、奈良の旅に満足してもらいたいと思っております。

二つ目のご質問は、待機児童の解消についてでございます。企業主導型保育事業の取り組みの状況、また、保育士の確保・定着についての取り組みの状況についてのご質問がございました。

本県では、平成二十七年四月から本格的にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度のもと、乳幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の質の向上や量の拡充に努めてまいりましたが、議員お述べのように、待機児童が解消していない地域がある状況が続いております。

このような状況の中、平成二十八年度、昨年度に創設いたしました企業主導型保育事業でございますが、企業の人材確保や女性の活躍につながり、待機児童解消策として有効でありますので、県としても全国初の補助制度を創設して推進している対象でございます。今後は、企業主導型保育事業が本県の待機児童解消に向けて、より確実に功を奏するように進めていく必要があります。そのためには、市町村内において待機児童の所在場所にばらつきがあるのが実情でございますので、市町村内における待機児童の地域分布を把握して、保育事業所をどのようなところにつくれば効果があるかなどを検討していく必要があると思います。また、企業主導型保育の導入を計画する企業に、従業員のみならず、地域の子どもも受け入れる地域枠の設定を促すなど、連携を図っていきたいと考えております。あわせて、本県では、中小企業が多く、単独での設置が難しい面がございますが、複数企業の合同設置も可能でございますので、そのような面を周知していただくように図り、さらなる開設を促していききたいと思います。

また、議員のお述べになりました保育士の確保・定着についてでございますが、保育士人材バンクにおける就職支援とともに、保育士が仕事に魅力を感じ、働き続けていただくための計らいが必要であります。議員お述べになりましたことでもございますが、キャリア形成、業務負担の軽減、待遇改善などでございます。県では、県内保育団体の協力のもと、平成二十七年度から、保育士の経験年数に応じてキャリア形成を図ります認定保育士グレード研修を全国に先駆けて実施しております。また、保育士の業務負担を軽減するため、保育補助者の雇用に補助を行っております。このように、働きやすい職場環境整備のための取り組みも重要だと考えております。また、待遇改善でございますが、平成二十五

年度から段階的に約一〇%の給与改善が図られております。さらに、平成二十九年度からは、一定程度の技能・経験を積んだ保育士に月額四万円の給与改善が実施されているところでございます。保育士の有効求人倍率は大変高いものがございまして、保育士確保がさらに難しくなっている事情はよく承知しておりますが、このような取り組みを積極的に進めるとともに、地域において、それぞれの実情に応じた保育事業を展開できるよう、人の参入を図る対策を講じて待機児童の解消に努めてまいりたいと思っております。

道路インフラの点検と老朽化対策についてのご質問がございました。まず、道路インフラと点検の進捗状況、また、老朽化対策についてのご質問でございます。

平成二十六年七月に道路法施行規則が一部改正されまして、道路インフラについては、五年に一度の頻度での近接目視による点検及びその結果による健全性の診断が義務化されるとともに、必要な措置を講ずることとされたところでございます。県が管理する橋りょうは約二千三百五十、トンネルは約百三十、横断歩道橋などの大型構造物は約百二十ございます。その点検・診断の状況でございますが、大型構造物については完了しております。今年度末には、橋りょうは約八割、トンネルは約五割が完了する見込みでございます。平成三十年度には全ての点検・診断を終える予定でございます。

点検に基づく診断結果を老朽化対策にどのように反映させるかということでございますが、橋りょう、トンネル及び大型構造物について、施設の損傷度や路線の重要度により修繕の優先順位を設定し、長寿命化修繕計画の策定作業を進めているところでございます。また、これまでに点検・診断が完了した約一千三百五十施設のうち、早期に措置を講ずべき状態にあるとされたレベルⅢ判定の施設は百九十九施設でございます。そのうち三十施設は修繕を完了または実施中でございますが、残る施設につきましても、長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を進めていきたいと思っております。

これら道路インフラの老朽化対策につきましては、点検の実施、健全性の診断、診断結果の長寿命化修繕計画への反映、計画に基づく修繕の実施といった、いわゆるメンテナンスサイクルがございまして、それを確実に回すことが極めて重要でございます。防災・安全交付金という国の交付支援制度がございまして、それを十分活用しながら、県内道路インフラの健康度維持を今後とも着実に推進していきたいと思っております。

道路インフラについての次のご質問は、市町村の道路インフラを助ける意味での奈良モデルの取り組みについてのご質問でございます。

市町村が道路インフラの老朽化対策を進めるためには、市町村みずからが、点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルを実施するのが基本でございますが、市町村は、財政的な面だけでなく、人材的に脆弱な体制の市町村もございまして、それらを継続して実施できる体制を構築する必要があるとございます。そのために、奈良モデルの元祖になった分野でございますが、技術職員が不足する市町村を支援するため、県が市町村にかかわって発注する、いわゆる垂直補完、逆権限移譲と呼ばれますが、そういうことや、点検業務などの適正な発注規模を確保するため、県が仲介役となり、近接する市町村に共同で発注し

てもら、仲間をつくって発注してもら、水平補完を助けるような奈良県の取り組みを進めております。

例えば橋についてでございますが、これまで、市町村を直接助ける垂直補完としては、県が逆権限移譲して三十二市町村の橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。また、二十七市町村の点検、五市町村の設計及び修繕工事を県が市町村にかわり発注しております。また、水平補完としては、五市一町による三グループが共同で点検業務を発注するところまで進んでまいりました。さらに、県が市町村にかわって設計や修繕工事を発注する場合、当該市町村の職員を県土木事務所に派遣いただき、主体的に業務にかかわっていただくことで市町村の技術力の向上を図ろうとしております。これまでに、五市町村から延べ九名の職員を派遣していただいております。

今後も引き続き、奈良モデルとしての垂直補完や水平補完にこの分野でも積極的に取り組み、市町村を支援してまいりたいと思います。平成二十六年四月に設立した奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会を通じて市町村との情報共有や課題解決への連携を進め、オール奈良、県・市町村の連合で奈良県下の道路インフラの老朽化対策を推進してまいりたいと考えております。

私に対する質問は以上でございました。残余は関係部長がご答弁させていただきます。
○副議長（松尾勇臣） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）四番山中議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、子ども医療費助成制度について、現物給付方式の導入に向けて、市町村との現時点での検討状況はどうかとのお尋ねでございます。

子ども医療費助成事業に係る基本的な考え方につきましては、昨年度、助成対象を中学生の通院まで拡大したときと同様、事業実施主体である市町村の合意形成が大前提ということに変わりはありません。また、議員お述べのとおり、本年度の国の見直しにより、未就学児に限って、国民健康保険の減額調整措置が平成三十年度より廃止されることとなりました。しかしながら、現物給付方式の導入につきましては、心身障害者医療費助成事業など、ほかの医療費助成制度で導入している自動償還方式と現物給付方式の二つの方式が併用となることに伴いまして、医療機関での取り扱い方法や関係機関の電算システムの改修など、さまざまな検討課題が想定されるところでございます。

このため、まずは市町村間で諸課題を整理し、認識を共有化することを目的に、ことし五月、奈良県市長会・町村会の主催による勉強会が立ち上げられ、そこに県も参加しているところでございます。この勉強会における検討状況でございますが、これまでに三回開催され、実務的な観点から、例えば、医療機関から市町村への診療情報の伝達方法、あるいは、市町村や審査支払機関での業務処理内容、また、各市町村に導入されている電算システムにどのような改修が必要かなど、課題の洗い出しと対応方策について、県も参加して市町村とともに議論をしているところでございます。引き続き、勉強会におきまして諸

課題に対する対応方策の検討を深めながら、市町村の合意形成に必要な情報や認識の共有化を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松尾勇臣） 福谷農林部長。

◎農林部長（福谷健夫） （登壇）四番山中議員の質問にお答えいたします。

私には、農業経営収入保険制度についての三点のお尋ねがございました。お答えいたします。

まず一点目、導入の意義及び既存制度との相違につきましては、議員お述べのとおり、現行の農業災害補償制度、いわゆる農業共済制度は、農業者が自然災害によりこうむった損失を保険の制度で補填することにより、農業者の経営を安定させ、農業生産力の発展を図るものであり、各地において設置・運営されている農業共済組合がこの業務を行っております。現行の農業共済制度は、自然災害による収量減少が対象であり、価格低下は対象外であることや、対象品目が限定的で農業経営全体をカバーしていないといった課題がございます。一方で、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断により経営の発展に取り組む農業経営者を育成することが必要であります。このため、国では、本年六月に農業災害補償法を改正し、品目の枠にとらわれずに農業経営者ごとに収入全体を見て総合的に対応し得る農業経営収入保険制度を平成三十一年一月から導入することとしました。これによりまして、収益性の高い新規農作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジするなど、意欲ある農業経営者の取り組みを支援し、農業の成長産業化を図ることとしております。

二点目の、農業者の経営面への影響についてでございますが、今回の農業経営収入保険制度の導入によりまして、初めて、全品目を対象に、個々の農業者の収入に着目したセーフティーネットが用意されることとなります。また、農業経営収入保険制度導入後も従来の農業共済制度が存続されることから、農業者みずからの判断による選択が可能であり、農業経営のセーフティーネットの選択肢がふえることとなり、農業経営の安定化が期待できると考えております。

三点目の、県としてどのように支援をしていくかにつきましては、制度の導入に当たっては、農業者が適切で最良な制度を選択することができるかが重要となりますので、今後、農業者に対し、農業経営収入保険制度の内容について周知徹底するとともに、農業者が経営判断しやすいように丁寧に説明することが必要であると考えております。県といたしましても、国や制度の実施主体である農業共済組合と連携し、県が主催する会議・行事や、認定農業者等の農業生産者の集まる会合等で周知を行うなどの支援を行っておりますが、今後はさらに、これまで農業共済制度の対象でなかった菊などの花き、野菜などの生産農家をはじめ、比較的大規模に農業経営をする農業者を主として、制度の理解を深めるために積極的な情報提供を行うなど、周知を図るとともに、関係機関と協力して加入を促進する取り組みを行い、円滑な導入に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣） 四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） 二問目は自席から行わせていただきます。

おおむね質問の趣旨に従って答弁をいただいた、このように理解をさせていただいておりますが、一点、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほど健康福祉部長のほうから、子どもの医療費助成制度について伺いました。私どもが提出させていただいた要望書を踏まえていただいて、市町村との検討の場ということで、今、既に三回、実務者レベルの協議をいろいろされて、さまざまな問題や課題が洗い出されてきたかと思います。

そうした中で、合意形成に必要な認識を共有するための勉強会ということで進めていただいているという認識は持っておりますが、一番肝心な主体であります市町村間の合意形成への機運といいますか、この制度変更に伴います機運というものが県から見てどのようにうかがえるのか、この辺のご所見を一点お聞きしたいのと、あわせて、合意形成が図られますと、未就学の範囲においてですが、現物給付に制度変更された場合、子どもを育てる子育て世帯が受ける満足度、どのようなことがこの制度改正によって期待されるのか、この点について健康福祉部長にお聞きいたします。

○副議長（松尾勇臣） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） 子どもの医療費助成制度につきましてご質問を頂戴いたしました。

まず、ただいまご答弁申し上げました勉強会の中で市町村担当課長にお集まりいただいておりますが、そうしたところの機運はどうかということでございます。

まず、三回開催させていただきましたが、今、ご答弁申し上げましたように、今回見直しが行われ、未就学児を対象としたペナルティーが廃止されたことを受けまして、これを対象にどう対応していくのか、そういう勉強会の認識からスタートしまして、その背景なり、今申し上げました課題等につきまして整理をさせていただいているところでございます。そうしたことを受けまして、合意形成に向けて市町村のほうでどのようにお考えなのかにつきましても、これから勉強会を進めていく上で必要だと考えておりまして、このあたりにつきましても、意向の把握について進めていこうということでございます。そうしたことを通じまして、私どもとしまして、申し上げましたように、市町村間における共通認識等の共有化に向けてさらに支援を続けていきたいと考えてございます。

そして、これが実現した後にはどのような効果があるのかというお話につきましては、議員がご質問の中でもお述べになりましたように、子育て世帯の経済的な負担軽減という大きな効果が期待できるのではないかと、福祉的な側面からの効果というものが期待できるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勇臣） 四番山中益敏議員。

◆四番（山中益敏） ありがとうございます。大変答えにくい答弁だったかも知れませんが、この点については、予算審査特別委員会もございますので、そちらのほうで再度お聞きをさせていただければと思います。

この件で、合意形成に向けた必要性は感じていただいておりますし、その意向の把握を今後進めていくということでしたので、しっかりと進めていただきたいと思います。そしてまた、子育て世帯が受ける満足度への期待ということも、福祉的な効果も含め、経済的支援等があると言っていました。

子どもの医療費助成については、主体者が市町村であることから、合意形成が図れることは私どもも十分理解しております。そうした中で、例えば、北に隣接します京都府木津川市は、受給者証を医療機関に提示しますと二百円の一部負担で治療を受けることができます。また同様に、南に隣接します和歌山県橋本市では、一定の所得制限はあるものの、乳幼児医療費受給者証を医療機関に提出いたしますと、一部負担することなく受診できるというような状況にあります。こうした地域のサービス格差ということも考えますと、奈良県は、住んで良し、働いて良し、訪れて良しという地方創生の大きな目標を持っているわけですので、ぜひとも進めていただきたいことを強く要望しておきます。

あとは要望にかえさせていただきたいと思いますが、知事から、通訳ガイドについて答弁をいただきました。これについては、人材バンクを設置して今後検討していくというお話をいただきました。今までも、奈良県公認の通訳ガイドは、ツアーエキスパートということで、大変レベルの高い人材育成をさせていただいているとお聞きしております。答弁にありましたように、百名のうち十四名が公認ということですから、大変ハードルの高い養成をさせていただいていると認識しております。そうしたところは続けていただくと同時に、また、一方で、多くのインバウンドの観光客にサービスをするということになりますと、もう少し門戸を開いて、地域限定型の通訳案内士の育成もしていかなければならないと思いますので、併用するような形でしっかり見ていただけたらと思います。

次に、企業主導型保育事業の推進ということでお聞かせいただきました。これについてもこれからどんどん進めていただくということですが、企業主導型保育事業についてはここから各地で進めていただいております。実際には、申し込みのあった施設で完全実施されていないところもありますので、まずはその辺をしっかり進めていただくことが大変重要だと思います。

その上で、先日の新聞記事に、銀行内に保育施設を設けた場合、従業員以外のいわゆる地域枠を設けても、金融庁としては規制緩和するという記事が掲載されておりました。こうしたことから、今後は、そうした銀行内でも企業主導型保育事業が進んでいくと思いますし、また、これは一企業だけではなくて、先ほど知事の答弁にありましたように、特に小さい中小企業においては複数の企業が合同で行うこともできるという話も聞かせていただきましたので、この点についてもしっかりと進めていただきたい。

一方で、量を確保することはもちろん大事ですが、質の担保も大変重要な課題ですので、この点について私どももしっかり見守っていきたいと思いますし、また、そういった目を県としても持っていただきたいと思います。とっております。

道路インフラについても、今、肅々と、義務化された近接目視につきましては、橋りょうでは八〇%、トンネルでは五〇%、今後完了するということで、平成三十年度には目視点検は全て完了するということで計画を聞かせていただきました。その中でも、特にメンテナンスサイクルを回すことが重要だということで知事の答弁をいただきました。平成三十年度で一旦終わりますが、それ以降も引き続きやるのが次世代への大きな財産の継承になりますので、続けてお願いをしたいと思っております。

また、奈良モデルによる道路インフラの維持管理のあり方についても言及いただきました。人材不足ということで、市町村は、点検・検査をしても、どのように修繕・保全していくかという技術的なところに手が回らない現状があります。そうした中で、垂直補完、水平補完という形で奈良モデルとしてやっていただく。特に長寿命化修繕計画の策定も含めてやっていただけるとお聞きしましたので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後になりますが、農業経営収入保険制度について農林部長から答弁をいただきました。農業共済組合連合会が実施主体になりますので、奈良県としてののかかわりは若干薄いかわかりませんが、制度導入について農業者への周知徹底をしっかりと進めていただきたいと思います。

答弁の中でも若干触れられましたが、農業経営収入保険制度のメリットは、品目にこだわらず、収入全体を見て総合的に対応し得るセーフティーネットということがありますし、野菜などの生産・販売や複合経営に取り組む場合のメリットも大変大きいわけです。農業経営収入保険制度は個人の収入に着目するので、個々の状況に対応したセーフティーネットの機能も重視しているといった大きなメリットがございます。こうした中で、規模を拡大しよう、販売収入をふやしていこう、このような意欲ある担い手にとっては有意義な制度であると思っておりますので、そしてまた、新規参入農家におきまして、リスクヘッジの上でも非常に期待される農業経営収入保険制度だと認識しておりますので、こういったことを含め、農業者への制度の周知徹底に努めていただきますことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣） これをもって、当局に対する代表質問を終わります。

しばらく休憩します。

△午後二時三分休憩

△午後二時二十分再開

○議長（岩田国夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、二十八番乾浩之議員に発言を許します。――二十八番乾浩之議員。（拍手）

◆二十八番（乾浩之）（登壇）皆さん、こんにちは。自民党奈良の乾浩之でございます。奈良テレビ放送をごらんの皆さん、こんにちは。北葛城郡選挙区選出の乾でございます。今回もたくさんの応援団の皆さんに傍聴席に来ていただき、誠に心強い限りであります。本当にありがとうございます。

議長のお許しをいただきましたので、通算十回目となります本会議での質問をさせていただきます。本日は、住みやすい地域づくりという観点から、地域のいろいろな課題への対応について、荒井知事はじめ理事者の皆様に質問させていただきます。

まず初めに、馬見丘陵公園のさらなる魅力向上への取り組みについて、知事に伺います。

馬見丘陵公園は、平成二十二年の全国都市緑化ならフェアの開催を契機として、その後も各種イベントに取り組んでいただきました。今ではすっかり、花と食と音楽の公園としてにぎわいが定着してまいりました。来園者も年々増加の傾向にあり、平成二十七年度からは来園者が年間百万人の大台を超えたと聞いております。このような公園を中心とした地域のにぎわいに地元住民も大変喜んでいいる次第です。

さて、本年四月の馬見チューリップフェアでは、三十六万株のチューリップを含め、五十万株の花々が花壇で咲き誇り、来園者をもてなしました。多くの来園者がチューリップ畑の圧倒的な景観を前に感激し、見とれておられました。さらに、本年六月の馬見花菖蒲まつりや八月の馬見ひまわりウィークにおいても、多くの方々にご来園いただき、満足してお帰りになられたことと思います。私たちは、このような公園のにぎわいがいつまでも続いてほしいと願っているところです。そこで、これからさらに馬見丘陵公園の魅力がより一層向上していくための取り組みとして三点、知事に質問とともに提案させていただきたいと思います。

一点目は、園内における移動支援のための整備についてであります。

馬見丘陵公園は、約五十六ヘクタールの面積を有した総合公園であり、南北に約三キロメートルに及ぶ縦長の形をしています。園内の移動手段は徒歩しかありません。主要な園内施設間を歩いて楽しむには、若くて元気のある者でさえ相当の汗をかくような状況です。ましてや、高齢者や乳児を抱えられた親子、あるいは車椅子の方々などにとっては、徒歩での移動は大変つらいものと考えられます。

そこで、質問です。特に高齢者や車椅子の方々など、園内移動が容易でない来園者を対象として、何らかの支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

二点目は、園内における日よけや休憩所等の設置についてであります。

私も夏の馬見丘陵公園によく行きますが、いつも多くの方が、日陰となるトンネル内のベンチで休憩し、涼んでおられます。公園内には何カ所か日よけや休憩所が整備されていますが、私はまだまだ少ないように感じています。

そこで、質問です。私は、現状の馬見丘陵公園にはもっと多くの日よけや休憩所が必要であり、さらには、夏涼しく、冬暖かい、空調のきいた空間も必要と考えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

三点目ですが、現在、馬見丘陵公園が、地元広陵町と河合町の多くの住民により、日常的に、ウォーキング、ジョギングなど、健康づくりにも利用されているのをよく見かけます。住みよい地域づくりとともに県が目指している健康寿命日本一の目標達成のために、馬見丘陵公園をはじめとして、公園を活用した健康づくりのための取り組みが有効と考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

次に、奈良県立病院機構の経営改善について、知事に伺います。

昨年十二月の県議会で、奈良県西和医療センターの整備について知事に質問いたしましたところ、将来的な施設整備の必要性和ＪＲ王寺駅周辺への移転について前向きなご答弁をいただいたところですが、奈良県西和医療センターの移転整備には、まず、奈良県立病院機構の経営改善が前提であるとも伺っております。申し上げるまでもないと思いますが、西和地域の特徴として、西大和ニュータウンに代表される、昭和時代に開発された大規模住宅地に団塊の世代が集中して住んでおられることが挙げられます。住みよい地域づくりのためには、この団塊の世代が後期高齢者になる二〇二五年までに、地域のニーズに応える、整形外科や糖尿病の専門診療科など、高齢者向けの医療体制を整備しておく必要があると思います。

県では、奈良県立病院機構の経営改善のため、ことし二月に、奈良県立病院機構改革プランをまとめられました。しかし、残念ながら、平成二十八年度も二十六億五千万円の赤字で、累積赤字がさらにふえ、七十八億三千万円となっています。奈良県総合医療センターで新病院の開院に向けてスタッフをふやしたために赤字になっている分については、新病院に移転して収入をふやして改善すればよいのでしょうか。しかし、奈良県西和医療センターが毎年赤字続きであることには、この先どうなるのかと地元住民として不安が募ってしまいます。また、このまま債務超過状態が続けば、医師や看護師などの人材確保にも支障が出てしまうのではないかと懸念しています。

今年度から奈良県立病院機構の第二期中期目標の策定に着手されていますが、策定に当たっては、奈良県立病院機構の赤字の原因をしっかりと分析し、中期目標に反映する必要があると思います。特に、奈良県西和医療センターの経営不振の原因が施設設備の老朽化や陳腐化であれば、この際、思い切って、ＪＲ王寺駅前への移転整備を前提に、平成三十一年度から五年間の中期目標を考えてみることも一つの考え方ではないかと思います。来春には新奈良県総合医療センターの開院を控えており、奈良県立病院機構の経営改善は重要課題として引き続き強力に取り組む必要があると考えます。

そこで、知事に質問です。

奈良県立病院機構の平成二十八年度決算の状況と経営改善の取り組みについて、どのように考えておられるのでしょうか。

次に、障害者就労施設等への優先調達の拡大について、健康福祉部長に伺います。

私は、この八月、県議会報告の発送作業を近くの障害者就労事業所に依頼したところ、納期におくれることなくきちんと仕上げてもらうことができました。後から聞きますと、

このような仕事は初めてで、一つの事業所では納期を守れるか不安だったので、グループ内の幾つかの事業所が分担して作業されたそうです。また、作業をしてくださった方から、納期が決まっている仕事をするのはとてもやりがいがある、これからもこの仕事がしたい、という声があったそうです。

最近では、精神障害や内部障害といった中途障害の方がふえており、今健康な人でも、がんにかかったために障害者となることがあります。ハンデがあっても自立できる住みやすい地域づくりが必要であります。我が奈良県でも、障害者就労事業所への仕事の発注を大変熱心に進めてもらっていますが、県庁だけでは発注できる仕事の量も種類も限られています。今後、県庁以外からの仕事の発注を広げていく必要があると考えます。イベント用の弁当づくりやアンケートの発送作業なども、少しの余裕を持って依頼すれば障害者の仕事になると聞きます。例えば、県が発注するイベントや調査委託などの業務について、プロポーザルの審査項目に障害者雇用率の達成状況や障害者就労事業所への仕事発注の有無を加えるというのも、障害者就労施設等への仕事の発注を拡大する一つのアイデアだと考えます。

そこで、質問です。障害者雇用率日本一の奈良県として、今後さらに県内における障害者の就労を拡大するため、障害者就労施設等への優先調達の拡大に向けてどのように取り組もうと考えておられるでしょうか。

次に、子育てしやすい奈良県づくりについて、こども・女性局長に伺います。

人口減少社会を迎え、持続可能な地域づくりを目指して、北葛城郡では、四町が連携して、すむ・奈良・ほっかつ！～移住促進プロジェクト～を昨年度から展開し、地域の住みやすさを主に大阪に向けてアピールしています。北葛城郡の売りの一つは、大阪へ通勤しやすい立地でありながら、保育所の待機がゼロであることです。しかし、最近では、小学校の放課後や長期休業期間の子どもの居場所となる放課後児童クラブの利用ニーズが高まっており、待機児童が生じているクラブもあります。また、夏休み期間は午前中からクラブが開所されるため、スタッフの確保が大変難しいクラブもあると聞いています。小学生は、放課後に一度家に帰って宿題をしたり、習い事や塾に行かせることが望ましいという考えも一部にあるようです。しかし、ニュータウンが集中する北葛城郡では、親が共働きで、おじいさん、おばあさんも遠方に住んでおられることが多く、最近では、インターネットからの有害情報や誘拐の危険もあるため、親が帰宅するまで子どもが安全に過ごせる居場所としてのニーズが特に高いようです。

そこで、質問です。放課後児童クラブは基本的には市町村の事業ですが、住んで良し、働いて良しの奈良県を目指し、女性活躍推進にも積極的に取り組んでいる奈良県として、最近ニーズが高まっている放課後児童クラブのスタッフの育成・確保などについて、積極的な支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、上牧町内を流れる滝川の水辺空間整備について、県土マネジメント部長に伺います。

香芝市と広陵町にまたがる真美ヶ丘に始まり、上牧町の中心部を南北に流れる滝川は、周辺にまだまだ豊かな自然が残っており、川沿いに整備された遊歩道が住民の散歩道となっています。地元上牧町では、この滝川を住民の憩いの空間として生かそうという声を受け、平成二十五年度から、NPOと協働して、清らかな水辺空間の創造の計画づくりを進めており、平成二十八年三月に議会で、私も、河川管理者である県に対し、滝川の景観向上整備をお願いしたところでもあります。その後、奈良の河川彩りづくり事業として、植栽整備を進めていただいているほか、総合的な水辺空間整備に向けて努力していただいていると聞いています。しかし、滝川沿いの県道を通りますと、堤防より背丈の高い草が全面に生えているところを何カ所も見かけます。これは、見苦しいだけでなく、最近頻発するゲリラ豪雨のような大雨が降ったら、草が邪魔になって川から水があふれるおそれがあるのではないかと心配する声も住民から出ています。河川維持の予算には限りもあると思いますが、ぜひ早期に河川内の草の除去をお願いします。

このような状況を踏まえて、県土マネジメント部長にお尋ねします。

上牧町を南北に流れる滝川の水辺空間整備に関し、現在の検討状況と今後の見通しはいかがでしょうか。

続いて、広瀬川の河川改修について、県土マネジメント部長に伺います。

県では、大和川流域の総合治水対策の一環として、私の地元、広陵町を流れる広瀬川の河川改修に取り組んでいただいています。平成二十七年に着手していただいた最下流の曾我川合流点の逆流防止樋門工事は先ごろ完成し、八月から曾我川への合流切りかえを開始していただきました。これにより、広瀬川下流部の内水被害が軽減されるとのことで、感謝するとともに、関係者の皆様にお礼申し上げます。

しかしながら、この広瀬川は、中流域、上流域でも川幅が狭く、周辺地域で浸水被害がこれまでに何度も発生しています。つい先日、九月十二日にも、早朝の集中豪雨により、広瀬川流域の大場地区において、家屋への被害はなかったものの、浸水が発生しました。先ほど申し上げたように、県では、樋門等の工事を鋭意進めてもらっています。しかし、地域の住民が安心して住み続けられるように、上流に向かっての河川改修工事を一日も早く進めていただくことが必要と考えています。

そこで、県土マネジメント部長にお尋ねします。

広瀬川の河川改修について、これまでの進捗状況と今後の見通しはいかがでしょうか。

最後に、広陵町と大和高田市の二市町にまたがる地域でのまちづくり推進についての要望です。

今回要望するのは、私の地元である広陵町の百済寺周辺から大和高田市の近鉄大阪線松塚駅までの、広陵町と大和高田市にまたがる地域でのまちづくり推進についてです。

百済地区は、重要文化財の百済寺三重塔に多くの観光客が訪れるだけでなく、東西の幹線道路である中和幹線の沿線に位置することから、観光や企業誘致という観点でポテンシ

ヤルの高い地域です。さらに、その北西に位置する箸尾地域で広陵町が企業誘致を積極的に進めており、箸尾地域との連携によるまちづくりも魅力的です。

まちづくりの基盤は道路ですが、百済地区から近鉄松塚駅までの道路は、道路幅が狭く、歩道もないため、車のすれ違いは困難であり、駅に向かう歩行者や自転車も危険にさらされています。この道路の北側は広陵町道、南側は大和高田市道であり、広陵町単独で全線整備はできません。数年前に、広陵町民が犠牲となった痛ましい事件が起きたことから、大和高田市道に防犯灯を設置してもらい、広陵町がその電気代を払っているという状況もあります。この道路については、かなり以前からこうした問題を抱えていながら、これまで県議会等で取り上げられたことはありませんので、今回、初めて問題提起したいと思います。

この道路整備については、まずは、広陵町、大和高田市が一緒になって、自分たちの地域のまちづくりの中でしっかり取り組んでいかなければならないと考えますが、市町村域を超える広範囲な地域のまちづくりには県の力が必要です。さらに、県は、各市町村におけるまちづくりのノウハウや先進事例の知恵をたくさんお持ちです。ぜひ、百済地区から近鉄松塚駅までの二市町にまたがる地域のまちづくりへの県のご尽力を強く要望しておきたいと思います。もちろん、微力ではありますが、私も精いっぱい努力するつもりです。

壇上からの質問、要望は以上であります。知事はじめ理事者の方々の前向きなご答弁をお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十八番乾議員のご質問がございました。

最初は、馬見丘陵公園のさらなる魅力向上へどう取り組んでいくのか、具体的にご提言も踏まえてご質問がございました。

馬見丘陵公園は、かつて、全国都市緑化ならフェアの開催がございました。それをきっかけにして、ここを立派な公園にしようということを決意いたしまして、季節ごとの花のイベントをはじめ、質の高い花の公園を目指して力を注いでまいりました。オランダにキューケンホフというヨーロッパのチューリップ公園がございますが、それを目指してということで職員を督励してまいりました。おかげさまで、フェア開催前の平成二十一年度には年間来園者約五十万人でございましたが、六年後の一昨年には百万人を超えるまでに、にぎわいのある公園に育ってまいりました。まだまだ頑張ринаさいということをお園長に言っております。

この公園は、丘陵を生かして整備しておりますが、南北に細長く、やや起伏のある形状でございます。古墳も近くにあります。このため、議員ご指摘のとおり、小さなお子さんを連れたファミリーや高齢者、障害者などに対して移動支援が必要であると認識しております。それを見て、園内の鉄道はどうかというアイデアを飛ばしたことがございますが、調べてみますと園内の道路で大変狭いところがありますので、すぐには無理だという返事が約一年前に返ってまいりました。そこで、来月七日に開幕いたします馬見フラワーフェ

スタにおきまして、移動支援として試験的に電気カートを走行させるというアイデアを職員が出してくれました。花を觀賞しながら快適に園内を移動していただき、様子を見る。また、乗っていただいた方のご意見も踏まえて、これからこういった移動手段が可能か、また、ふさわしいのか、検討を進めてまいりたいと思っております。入園された方にはぜひ乗っていただき、意見を残していただけたらと思います。

また、休憩施設でございますが、園内には十五カ所設置されております。特に北エリアから中央エリアにかけては、花壇が中心で、日陰が少ないのが現状でございます。そこで、公園の雰囲気にかふさわしい日よけや休憩所を計画して、来園者のアメニティー環境を向上してまいりたいと思っております。なお、議員ご提案の空調のきいた休憩空間につきましては、予算も多少要りますので、民間活力の導入も視野に入れ、季節にかかわらず快適に過ごしていただける施設の検討も進めてまいりたいと思っております。

馬見丘陵公園は、行ってみますと、来園者の方の評判がよく、直接声をかけていただくことがしばしばございます。おまえがこの公園に力を入れている知事か、もっと頑張れ、というような調子でございますので、それに勇気をいただいて、公園の魅力向上に取り組んでおります。

関連のご質問で、運動が大事ではないかと。馬見丘陵公園を毎朝歩いているよと声をかけていただいた高齢者の方がございました。馬見丘陵公園は、多少起伏があつて、花のきれいなところを楽しみながら歩いていただく健康によい場所でございます。ほかにもいろいろな場所があるわけでございますが、奈良県は自然に恵まれておりますので、そのような自然、とりわけ公園を利用して運動していただく。健康寿命日本一を目指しておりますので、そのような歩行環境、お出かけ環境を今後ともさらに整えてまいりたいと思っております。

次のご質問でございますが、奈良県西和医療センターを視野に入れまして、奈良県立病院機構の経営状況についてご心配をかけております。その状況でございますが、奈良県西和医療センターも含めて奈良県立病院機構というものになっておりますが、全体の平成二十八年度の決算の状況は、議員もお述べになりましたが、総損益では、建物の鑑定評価額の減による約九億円の臨時損失発生の影響もあり、約二十六億円の損失を計上いたしました。法人化後三年間で約七十八億円の繰越欠損金が発生するなど、引き続き厳しい状況が続いております。一方で、ことし二月に策定いたしました奈良県立病院機構改革プランに基づく経営健全化の取り組みを進めており、経常損益が昨年度比一億八千二百万円改善するなど、一部で効果も見え始めております。最近では、月ごとに、またよくなりましたという報告を担当が届けてくれるような状況でございます。

改善の具体的な面でございますが、収益面で、救急患者など地域の患者を積極的に受け入れることで患者数が増加していることが大きく、医業収益が前年度比六億円余り増加いたしました。費用面では、医薬品の価格交渉の強化を進めていただき、材料費が減少した

ことにより、医業費用が前年度比四億円余りの増加にとどまりましたので、差し引きで二億円弱の経常損益の改善が図られました。

今年度におきましても、院内の各部門が協力して、救急患者や地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ強化とともに、高度な治療の取り組みをさらに進めております。細かくはまだ申し上げる段階ではありませんが、その成果は数字として多少出てきております。また、現場の医師などの働き方の改善が必要でございます。成果をより反映した給与体系の検討を進めております。また、医薬材料費の調達方法の工夫、価格交渉の徹底などにも努めております。今年度は、これまでのところでは、昨年度よりも収益がさらに増加し、収支の改善が図られているところでございます。

このような取り組み成果が経営指標に確実にあらわれるように、引き続き努力を続けていきたいと思っております。県も積極的に経営改善に関与している状況でございます。月に一度程度、直接報告を受けて、議論を私の前ですることを続けております。また、事務局長、看護師長に招き入れました方々は大変優秀でございまして、明るい兆しが月々見えているように思っております。成果が目に見えるまで、引き続き、県としても経営改善に参画していきたいと思っております。

残余の質問は、関係の部長、局長に答えさせていただきます。ご質問、誠にありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）二十八番乾議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には、障害者就労施設等への優先調達の拡大に向けて、どのように取り組もうとしているのかとお尋ねでございます。

県におきましては、平成二十五年四月の障害者優先調達法の施行後、障害のある人の工賃向上と就労を通じた社会参加の促進を目的といたしまして、また、県庁以外等へ広めていくためにも、県庁がまず率先垂範し、障害者就労施設等への発注に取り組んでいるところでございます。具体的な発注内容は、名刺等の印刷、庁舎の清掃や公用車の洗車、また、シュレッダー処理といった定例業務に加えまして、県民だより、議会だよりの点字版、音声版の作成や、配慮が必要な人向けのおもいやり駐車場の表示をペイントする作業など、業務内容の幅も広がってきております。なお、平成二十八年度の調達実績額は約二千七百万円となっております。

お尋ねの、県庁以外、市町村等の発注拡大に向けた取り組みにつきましては、市町村に対して県の取り組みを紹介しながら、優先調達方針の策定を働きかけてまいりました。ようやく今年度、全ての市町村で優先調達方針が策定されたところでございます。また、毎年五つの障害福祉圏域ごとに、県と市町村、障害者就労施設等が一堂に会する優先調達推進会議を開催しております。ここでは、優先調達に関する情報の共有や課題等について意見交換を行うとともに、障害者就労施設等が提供できる商品やサービスの紹介等も行っ

いるところでございます。今後とも引き続き、県庁での取り組みはもとより、市町村等の取り組み促進を図りながら、さらなる優先調達の拡大に努めてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 福西こども・女性局長。

◎こども・女性局長（福西清美） （登壇）二十八番乾議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、最近ニーズが高まっている放課後児童クラブのスタッフの育成・確保などについて、積極的な支援が必要と考えるが、どうかというお尋ねでございます。

放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援とともに、子どもの安全・安心な居場所を確保し、健やかな成長を促すために重要な施策と考えています。放課後児童クラブにおきましては、平成二十七年四月から新たな運営基準が適用され、専門的な知識・技能を有し、県の認定を受けた放課後児童支援員の配置が必要になりました。それに伴いまして、県では、資格取得のための研修を計画的に実施し、人材の育成・確保に努め、平成二十八年度末までに五百四十五名の認定を行い、平成二十九年度は三百名の認定を予定しているところでございます。また、放課後児童支援員の補助者につきましても、養成研修を実施いたしまして育成を図り、人材の裾野を広げているところでございます。今後も、実施主体である市町村とともに、子どもの健全育成と、希望する全ての人が安心して子どもを預けて働くことができる環境を整えてまいります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（岩田国夫） 山田県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（山田哲也） （登壇）二十八番乾議員のご質問にお答えいたします。

私には、二問ご質問がございました。

一つ目は、上牧町を南北に流れます滝川の水辺空間整備に関し、現在の検討状況と今後の見通しはというお話でございました。

滝川の水辺空間整備につきましては、上牧町下牧三丁目地内から葛城台地内までの約一・七キロメートル区間について、平成二十八年四月に、奈良の河川彩りづくり事業に位置づけ、滝川を中心とした上牧の魅力向上をコンセプトとした整備を目指しているところでございます。当該区間では、上牧町が、沿川に点在する歴史文化遺産などを周遊する、かんまき笹ゆり回廊の整備を計画されていることから、奈良県といたしましても、上牧町と双方の整備内容について調整を行ってきたところです。その結果といたしまして、上牧町文化センター付近にございます延長約六十メートルの区間については、県が、水辺に親しめる空間の確保を目的とした親水施設の整備を行うこととしており、今後は、具体的な整備内容の検討とあわせまして、今年度中に整備後の維持管理についても上牧町と管理協定書の締結を行い、次年度以降に整備を進めていく予定でございます。

また、ご指摘がございました滝川河道内の除草につきましては、平成二十八年度に上牧町と現地を確認いたしまして、先ほど申しました親水施設整備を行う区間については整備

に合わせて実施し、それ以外の箇所につきましては、段階的に堆積土砂のしゅんせつとあわせて進めてまいる所存でございます。

続きまして、二問目、広瀬川の河川改修について、これまでの進捗状況と今後の見通しでございます。

広瀬川は、広陵町百済を上流端とし、広陵町大場で葛城川に合流する延長約四キロメートルの一級河川でございます。この広瀬川においては、合流先の葛城川の水位が高いこと、また、川幅が狭く流下能力が不足していることから、内水氾濫などによる浸水被害が発生しております。先日、九月十二日の豪雨に際しましても、広瀬川流域で浸水が発生したことも認識しております。

広瀬川の河川改修につきましては、平成二十三年度に策定されました曾我葛城圏域の大和川水系河川整備計画に基づき、事業に取り組んでございます。具体的には、河道拡幅や河床掘削により流下能力の向上に努めているところでございます。これまでは、下流域の内水被害の軽減を優先し、広瀬川の合流先を葛城川から河床の低い曾我川とするための樋門工事と河川のつけかえ工事を行ってまいりました。議員からお話がありましたとおり、この八月に曾我川への切りかえを開始したところでございます。

今後の対策でございますが、来年度から、小柳小橋までの護岸工事や橋のかけかえ工事を進める予定でございます。さらに、お話のございました、より上流につきましても、上流に向けて継続的に事業進捗が図れますよう、工事実施には用地買収が必要となりますので、用地買収を進めていく所存でございます。今後とも、流域の浸水被害軽減を図るため、広瀬川の河川改修を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（岩田国夫） 二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） 知事はじめ理事者の皆様、ご答弁ありがとうございました。二問目は議席から質問と要望をさせていただきます。

馬見丘陵公園のさらなる魅力向上の答弁がございましたが、魅力向上についていろいろなことを考えていただいていることはよくわかりました。また、電気カートを試行で走らせることもしていただくということで、これをうまく引き続いてやっていただければ、障害者の方、また老人の方も、公園に行く人が多くなるのかなと、そのように思っているところでございます。そしてまた、今度は、移動支援のための施設整備に加えて、駅前整備が計画されている王寺町のＪＲ畠田駅からのバス路線誘致もご検討いただき、魅力を向上させるための総合的な取り組みにより、この公園がさらににぎわうことを期待したいと思います。引き続き、そういうことでよろしくお願いしておきます。それも要望にしておきます。

そして、県立病院の経営改善については、奈良県立病院機構の経営改善についても、地元の期待が大きい奈良県西和医療センターの整備充実が必ず実現できるように、よろしくお願いします。

三つ目の、障害者就労施設等への優先調達拡大についてでございますが、この前、八月二十三日の新聞を見ますと、奈良新聞では、就労事業所が経営悪化を理由に障害者を大量解雇という記事が掲載されていまして。これは岡山県でございましたが、この新聞を見て、私も、奈良県もどうなっていくのか不安で質問させていただきました。奈良県内でも、そのようなことになる前に施策を考えていただき、障害者就労施設等への優先調達の拡大に向けてよろしく願います。これも要望でございます。

そして、子育てしやすい奈良県づくりでございますが、私は、夏休みの期間に地元の学校に行き、放課後児童クラブを見学させていただきました。そのとき、スタッフが少ないために、教員を退職された方がボランティアで子どもたちを見守ってくださいました。私が感じたことは、教育委員会と子育て支援課の横のつながりがないように感じました。それはなぜかという、学校に行ったとき、教師が指導員とボランティアの方々の顔も名前も知らないような感じでしたので、学校に出入りする人の把握をしなければ、何かあったときの対処ができないと思います。

そこで、こども・女性局長の所見といえますか、考えをお聞かせください。

○議長（岩田国夫） 福西こども・女性局長。

◎こども・女性局長（福西清美） 乾議員から、市町村の教育委員会と福祉部局の横のつながりが薄いように感じられたとのご指摘でございますが、先ほど申しましたように、放課後児童クラブは、まず第一に、親御さんが安心して預けていただく。これは、俗に小一の壁と言われておりますけれども、自分で手を引き預けていた保育所から、小さな子どもがひとり立ちしていく第一歩の場所になるところでございます。そういう意味からも、親御さんの安心がまず一つございます。

次に、学校の先生方から申しますと、子どもの生活を知る、そして教育をしていただくことが重要かと思っております。クラブは子どもの生活の場でございます。そういうことから、教職員の方々には見ていただく必要があるというふうに感じております。

三点目に、先ほど申しました放課後児童クラブの支援員でございますが、学校とご家庭それぞれに、その子どもの様子を知りながら放課後の子どものサポートをするということが主務でございますので、この三者が定期的・日常的に情報共有していただく場が必ず必要かと認識しております。ですので、そういうことを進めることで県も放課後児童クラブにつきまして施策を展開しているところでございます。

先ほど申しました研修におきましても、学校や地域、ご家庭の連携ということで、講座を特出しして持たせていただいている点もございます。また、県教育委員会と私ども県福祉部局、また、市町村の教育委員会、クラブの代表の方々とともに、平成二十七年に放課後児童対策推進委員会を設置して対策の強化を図っているところでございますので、今ご指摘いただきました点等を踏まえ、改めて、事業を実施する全市町村に対して啓発を図りながら、ともに努めていきたい、取り組みを進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩田国夫） 二十八番乾浩之議員。

◆二十八番（乾浩之） ありがとうございます。子どもたちが顔も知らない、誰かわからない人がボランティアに来ているのを教員が知らずに、誘拐とかそういうことにつながるようなことのないように、これからも一生懸命徹底してやっていただきたいと、そのように思います。

五番目の滝川の水辺空間についてでございますが、先ほど私も質問させていただきましたが、予算には限りがあると思います。ぜひとも、滝川もそうでございますが、奈良県内の河川におきまして、堆積土砂の除去、また、草刈りも定期的にやっていただきますよう要望しておきます。

広瀬川の改修についてでございますが、広瀬川に新しい樋門をつくっていただいて感謝しておりますが、この前の十二日の雨の日に、一時間に百二十ミリメートルの雨が降って、私も急いで新しい樋門のところに行き水門を確認しました。既に曾我川の増水が認められ、三・九メートルの水位がありました。そういうことで旧樋門をあけますと、広瀬川の水が抜けました。今つくっていただいたものでこれから広瀬川は助かるわけでございますが、旧樋門も踏まえて、これからどういう形でやっていかれるかわかりませんが、曾我川、葛城川があふれないような取り組みを考えていただいて、これからも引き続いて工事のほうを頑張っていただきたい。要望にかえておきます。ありがとうございます。終わります。

○議長（岩田国夫） 次に、四十二番今井光子議員に発言を許します。――四十二番今井光子議員。（拍手）

◆四十二番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。三日目でございますので、質問の重なる部分があるかと思いますが、角度を変えての質問でございますので、よろしくお願いいたします。

まず、核兵器のない世界のために奈良県の果たす役割について、知事に質問いたします。

私は、ことしの八月、原水爆禁止世界大会・長崎に参加しました。ことし七月七日、国連では、国連加盟国の約三分の二の国々が賛成して核兵器禁止条約が採択されました。それを力に、核兵器の廃絶に進む決意とパワーがみなぎる大会になりました。この大会の開会総会で発言された中満泉国連軍縮問題担当上級代表は、条約の核心は核兵器の否定を国際法として成文化したこと、全ての国々が対話を促進し、共通の理想のために立ち上がろう、と強調しました。また、田上長崎市長は、人は、あまりにもつらく苦しい体験をしたとき、その記憶を封印し、語ろうとはしません。語るためには思い出さなければならないからです。それでも被爆者が心と体の痛みを耐えながら体験を語ってくれるのは、人類の一員として、私たちの未来を守るために懸命に伝えようと決意しているからです。平均年齢八十一歳の被爆者が生きている間に核兵器を廃絶したいと思います、と訴えられました。

私は、翌日の各国政府と市民の対話フォーラムに参加し、奈良県では小学校の修学旅行は全て広島に行っています。陸上自衛隊の駐屯地が全国で唯一ない県です。二〇一〇年の核拡散防止条約、NPT再検討会議には県下全自治体首長の賛同署名を届けました。全て

の県内市町村が平和首長会議に加盟しています。さきの二月の奈良県議会でも、全国に先駆け、全会一致で核兵器廃絶の決議が上がりました。ヒバクシャ国際署名など、草の根の取り組みを広げて、核兵器廃絶が実現できるように頑張ります、と発言してきました。奈良県の参加者からは、奈良県が誇らしく思えたと感想をいただきました。奈良県は、平和という点では世界に誇るべきものを持った県であると確信しています。

日本政府は、今回の核兵器禁止条約の交渉会議に参加せず、安倍総理は、この条約を締結しないと明言されました。原水爆禁止世界大会でこの発言が取り上げられ、被爆者からは、どこの国の首相なのかと言われておりました。九月二十日から、人類史上初めて、核兵器を法的に禁止した核兵器禁止条約の署名手続が始まりました。同条約は、加入手続を済ませた国が五十カ国に達した後九十日を経て発効します。国際文化観光・平和県を宣言した自治体の首長として、核兵器廃絶と恒久的な平和の実現に向け、国に対して核兵器禁止条約の締結を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

一方、国が果たす役割のほか、地方自治体が平和のためにできることはたくさんあります。平和首長会議は基礎自治体が対象で、県の加入はできませんが、日本非核宣言自治体協議会への参加は可能です。奈良県では、全市町村が非核都市宣言を行っておりますが、協議会への加入は、奈良市、大和高田市、生駒市、広陵町の三市一町であり、都道府県の加入は神奈川県だけです。奈良県もこれに加入して、奈良モデルでほかの自治体と連携して核兵器廃絶や恒久的な平和を訴えていってほしいと思います。

今、戦争を知らない世代は八割を超えました。国内外の大学では、被爆の実相を学ぶ広島・長崎講座が開設されており、また、被爆に耐えて現在も生き続ける広島・長崎の被爆樹木の苗を譲り受けて植樹し、平和の象徴として大切に育て、この樹木を介して平和意識を醸成することに取り組まれている自治体もあります。

そこで、知事にお伺いします。

戦争の記憶を次世代に伝えていくためにも、奈良県として、平和につながる取り組みを進めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、奈良県の働き方改革についてお伺いします。

奈良県で最大職場である県庁職員の働き方は、県内の自治体や企業に大きな影響を及ぼします。そのため、私は、県庁職員の働き方にこだわって問題を取り上げてまいりました。特に長時間労働に伴う過労死や過労自殺を出さないためにと努力してきましたが、ことし五月に、三十五歳という若さで県職員が自死された問題では悔しい思いでいっぱいです。知事は、内部調査を行い、八月にも調査結果をまとめると、ことしの六月議会で答弁されていますが、背景にある過重労働やパワーハラスメントの実態を調査し、そこから教訓を見出して今後に生かすことが重要です。

労働時間の管理責任は県にあります。厚生労働省は、平成二十九年一月二十日付で、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドラインについて、という通達を出しました。総務省は、平成二十九年二月八日付で、各都道府県総務部長宛てに同様の通知を

出しています。県はこれまで、労働時間の正確な把握に背を向けてきました。出退勤システムと時間外退庁予定者名簿の二つが存在しています。職員によっては、出退勤システムにカードを通して退勤記録をしてから残業する。また、職場ごとの超過勤務手当予算が配分されており、残業しても手当がつかないので申告しないこともあると聞いております。知事は、真に適切な時間外勤務を命ずる一方、事前命令のない職員をしっかりと帰らせることが重要と述べていますが、真に必要な時間外勤務を具体的に命ずることができる人など存在しません。つき合い残業、だらだら残業など、あたかも不要な残業をしているかのような発言は取り消して、職員を信頼し、出退勤システムどおりの適正な手当を支払うことこそ、残業縮減の最も簡単な方法です。しかし、現在、出退勤システムによる出退勤時間の閲覧は課長補佐以上の管理職に限られて、本人は確認できない仕組みになっています。厚生労働省の通達では、実態として超過勤務があるところでは、使用者は、自己申告できる時間外労働時間数に上限を設けるなどの適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと、また、時間外労働時間削減のための社内通達が正確な申告を阻害する要因になっていないかを確認することとしています。正しい労働時間を把握することは必要な人員の確保につながります。

私は、ことしの二月議会の一般質問で、県庁職員が年間残業時間の目安三百六十時間を三カ月で超過している異常な実態を明らかにするとともに、二〇一七年三月七日現在、知事部局の各職場の定数三千六百六十名に対して、その欠員が百四十七名もあり、定数どおりの配置がされていれば残業時間をなくすことは可能であり、必要な人員の確保が必要であると言いつけてきました。ことし四月一日現在でも、同じく、定数三千六百六十名に対して欠員が百二十名あります。二月議会一般質問で私が長時間労働の改善を求めたことに対して、知事は、出退勤管理の徹底、十九日十九時完全消灯の実施拡大に加え、超過勤務縮減対策プロジェクトチームの設置、効率的な業務マネジメントの管理職人事評価項目への組み込みなどを挙げておられました。

そこで、お尋ねします。

長時間労働の改善のためには、まず、各人の労働時間の管理が必須であり、そのために、出退勤システムによる出退勤時間の閲覧について、職員みずから確認し、時間管理できるようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。また、長時間労働の改善に係る今年度の取り組み状況についてお聞かせください。

次に、国民健康保険の都道府県単位化について伺います。

日本共産党が各地で住民アンケートを行いますと、常にトップに挙がるのが、高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしいというものです。県内の自治体では、住民の負担増にならないようにと、一般会計からの繰り入れ、独自の減免制度などの努力をされてきました。それでも現状は、保険料が払えず、被保険者証が役場の窓口にとめ置かれ、被保険者の手元に届かなかったり、被保険者証よりも有効期間の短い短期被保険者証が交付されたりするなどの事例も発生しています。

二〇一八年四月から、国民健康保険の都道府県単位化がスタートすることになっています。この目的は、保険料を払いたくても払えない国民健康保険制度を抜本的に変えるものではなく、国民健康保険制度を将来的にも持続可能な制度にすることが目的となっています。今でも、保険料を払ったら病院に行くお金がないなど、住民の生活がぎりぎりの中で、さらなる引き上げがされれば、制度が持続しても暮らしが持続できず、結局は制度の破綻につながります。先日も、日本共産党の地方議員が県に要望に来たとき、ある町では、国民健康保険特別会計が黒字なのに、なぜ県単位化になったら保険料が上がるのかと、誰もが思っている疑問が提起されました。

国民健康保険の都道府県単位化に当たり国が財政支援の拡充を約束したのは、毎年約三千四百億円です。そのうち、二〇一五年度から拡充されたのは一千七百億円で、これは、当然、高過ぎる保険料の軽減に回されるべきところですが、実際には、ほとんどの市町村で保険料の引き下げにまでは至っていないのが現状です。残りの一千七百億円は都道府県単位化される二〇一八年度から拡充されるということですが、都道府県単位化に伴って、市町村によっては保険料が増加するところもあると聞いております。

県は、二〇一〇年度に国民健康保険広域化等支援方針を策定し、おおむね五年後の二〇一五年度を目安に、国民健康保険運営の県単位化に向けた環境を整えるとしてきました。この間、国の法律が改正され、法制度のもとで国民健康保険の都道府県単位化が実施されることになり、県も実施時期を合わせることになりましたが、早くから準備を進めてきたにもかかわらず、いまだに市町村にも県単位化後に保険料がどうなるかということが示されていません。県単位化する二〇一八年四月まで残り半年です。

そこで、知事にお伺いします。

県は、これまでの議会において、制度改正に伴い保険料負担が増加する市町村に対しては一定の激変緩和措置を検討すると答弁してきましたが、国の財政支援の拡充分の財源について、具体的にはどのように活用しようとお考えでしょうか。また、保険料負担がどのようになるかを市町村に示すことを含め、二〇一八年四月に向けて今後どのように進めていくのでしょうか。さらには、各市町村が現在独自に実施しております保険料の減免制度など、県単位化後はどのようになるのでしょうか。こちらは健康福祉部長にお伺いいたします。

次に、子どもの医療費の窓口負担無料化についてお尋ねします。

二〇一八年四月から、国は、就学前までの子どもの医療費助成の現物給付方式に対する国民健康保険の国庫負担金のペナルティーを廃止することを決定しました。奈良県では、これまで多くの方々から、子どもの医療費の対象年齢拡大と窓口無料化に対する切実な願いが寄せられて、日本共産党は一貫して、子どもの医療費無料化の運動を進めてきました。署名運動の取り組みもあり、二〇〇五年八月には、入院は三歳までが未就学児までになり、同時に、医療費助成の方法も自動償還払いに統一されました。二〇〇七年八月には、入院、通院ともに未就学児まで、二〇一四年四月には、入院は中学校卒業まで、二〇一六年八月

からは、現在の、入院、通院ともに中学校卒業までに拡大しましたが、医療機関の窓口で一旦二割または三割の自己負担金を支払うことは変わりません。

近畿では、一旦窓口で自己負担金を全額支払うのは奈良県だけです。奈良県だけがしていない理由を、県は国のペナルティーがあることを理由にしてきましたが、就学前の子どもに関しては、今回の国の制度改正でそれもなくすることになりました。

先日も、新日本婦人の会のお母さんが、四人の子どもが次々と水ぼうそうに感染して、月にかかった医療費が二万円を超えて大変でした。尼崎に転居した友人は医療費の窓口での支払いが無料で助かった。ぜひ無料化をしてほしいと県への申し入れで訴えられました。貧困家庭にとっては、子どもの医療費の窓口無料化は切実です。子どもは小学生以上になると風邪を引きにくくなり、病院にかかることが少なくなります。小学生以上で医療が必要になる子どもは、ぜんそくや慢性的疾患など、根気よく通院が必要な病気の比率が高まっています。子どもの医療費助成がどうなっているかは、子育て世帯が住まいを選択するための重要な要素にもなっておりまして、不動産関係のホームページでも各自治体の子どもの医療費助成の状況がわかるようになっており、移住者対策としても重要です。少子化対策は待ったなしの問題です。せっかく子どもが生まれても病気のときにお金の心配で受診を控えるようなことはなくすべきです。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。

中学校卒業までの子どもの医療費助成について、現物給付方式を導入するとともに、定額一部負担金もなくし、子どもの医療費の医療機関窓口での支払い無料化を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、県道天理王寺線についてお伺いします。

県道天理王寺線の池部交差点から長楽を通り川西町保田に抜ける全長一・七キロメートルの区間の整備について、地域住民の反対がありました。主な反対理由は、集落の分断や水害対策などですが、これまで生活幹線道路と説明されていたものが、いきなり骨格幹線道路と説明されたため、地元は困惑をしております。

二〇一七年七月二十九日に、高田土木事務所計画調整課、用地課、河合町まちづくり推進部によりまず住民説明会が長楽公民館で実施されました。二〇〇九年九月二十五日の住民説明会では、長楽を分断する整備案は、生活幹線道路として整備するために最適であるとの説明が行われておりました。しかし、二〇一四年七月に、奈良県道路整備基本計画におきまして、県道天理王寺線は骨格幹線道路として位置づけられています。住民に対して骨格幹線道路として位置づけられるという説明がなされていません。生活幹線道路ということで整備に賛成した住民もいたと思います。

また、県道天理王寺線は、七月二十九日の説明会でも、将来交通量は七千五百台と説明されましたが、京奈和自動車道の一般部や大和中央道などの道路と接続するとともに、斑鳩町から王寺町につながります国道二五号は一日の交通量が約二万五千台もあり、渋滞が

多発していることから、この道路が完成すれば、もっと多くの交通量が県道天理王寺線に流れてくるものと思われます。

そこで、県土マネジメント部長にお伺いします。

県道天理王寺線がなぜ骨格幹線道路に位置づけられたのか、その背景や経緯について伺いたします。また、骨格幹線道路になったことにより、将来交通量の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

これで壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問に対するお答えでございますが、核兵器廃絶のための県の役割というテーマでございます。

核兵器廃絶と恒久的な平和の実現は、唯一の戦争被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いであると思います。しかしながら、その実現に向け、国際社会の中で我が国がどのような役割を果たしていくのかは、外交や国防に関する国の専権事項でございます。核兵器禁止条約の締結については、地域の福利厚生向上を専らの責務とする地方行政を担わせていただいている知事の立場で申し上げるべきものではないと考えております。

次に、平和につながる取り組みについてでございますが、県政をお預かりする知事の立場で申し上げますと、国家レベルの取り組みだけでなく、地方政府同士や民間同士の交流などの取り組みは平和につながる大変有意義なものと考えております。議員お述べのとおり、本県では、昭和六十三年に、国際文化観光・平和県を宣言しており、さらに、私が知事に就任してからは、東アジア地方政府会合などの地方レベルの交流を積極的に進めております。このような本県が行っている東アジアとの交流は、将来必ず、各国との相互理解の進展や友好な国民感情の醸成、平和的な関係の構築につながるものと確信しております。今後も、歴史的につながりの深い地域などと、地域特性を生かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、恒久的な平和を希求する機運の醸成に努めていきたいと考えております。

奈良県の働き方改革についてのご質問がございました。

議員お述べの、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべきガイドラインでは、労働時間の適正な管理は、職員個人ではなく、使用者の責務であると明記されています。雇用契約の基本的な原理でございます。また、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻をみずから確認し、またはタイムカードなどの記録を基礎として確認し、記録することが示されております。出退勤システムは、このガイドラインにある、管理職が各職員の勤務時間を適正に把握するために終業時間を確認できるようにしているものでございます。現在の運用はこのガイドラインに沿

ったものであり、問題はないと考えています。仮に、後日、職員自身が出退勤時間を確認したい場合は、管理職に聞いてもらえば知ることができます。

なお、出退勤時間の本人閲覧につきましては、かねてより県職員労働組合から要望を受けており、県としても、職員の健康管理や超勤縮減の取り組みの一助になると考えておりますので、職員が出退勤時間を確認できるよう、システム改修に向けて業者と協議を進めたいと考えております。

今年度の取り組みについてもご質問がございました。

時間外勤務は、職員みずからの判断によるのではなく、所属長をはじめとする管理監督者が、真に時間外勤務が必要な職員に対して適切に命ずることが基本であり、世の中に存在しないのではなく、必ず存在する管理者の像でございます。このようなしっかりしたマネジメントの徹底が時間外勤務の縮減につながるものと考えております。今年度は、定時退庁日の庁内巡回など、従前の取り組みに加えまして、新たに副知事をリーダーとする超過勤務縮減対策プロジェクトチームを設置し、改めて退勤管理の徹底を図っているところでございます。

具体的な項目についてでございますが、所属長及び管理職の行うべきことといたしまして、まず、月初めに、職員との面談により、職員ごとの時間外勤務時間の目標を設定する。毎日、終業時間前に終礼を実施する。また、職員に対して時間外勤務の必要性を確認する。また、時間外勤務が必要と判断した職員に対して、文書で時間外勤務する業務及び勤務時間数を命令する。また、翌日には、命令した職員の実時間外勤務時間、業務の進捗状況などを確認する、などでございます。一方、終業時間になれば、時間外勤務命令のない職員に対して退庁を促しており、これらのマネジメントも健康管理の観点から管理職の重要な業務であろうかと思えます。これらの取り組みを徹底して行うよう担当部局に指示をしております。また、時間外勤務縮減に向けて、各所属において効果のあった業務改善については、プロジェクトチーム内で情報共有を行い、取り組みの横展開を図っているところでございます。

これらの実務的・実質的な取り組みを継続することにより、常に業務改善できることはないか考えて仕事をする、また、仕事は極力勤務時間内に終わらせるものであること、退勤管理は管理職の職責であることなど、意識改革をさらに進め、時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えております。定員増のことだけで解決する問題ではございません。

次のご質問は、国民健康保険の都道府県単位化についてでございます。

制度改革に伴って保険料負担が増加する市町村に対する激変緩和措置への国の財政支援拡充分の活用についてでございますが、これまで、県は、平成三十年四月から予定されている全国ベースで毎年一千七百億円程度の公費拡充分等のあり方について、地域の実情に即した運用ができるよう、全国の先頭に立って国に要請をしてきました。その結果、激変緩和を含めた保険料負担の増加抑制のための公費メニューの充実や運用の弾力化が図られたものと認識しております。本県といたしましては、都道府県分として措置される公費拡

充分について、平成三十六年度の保険料水準の統一化に向け、制度改正等に伴って保険料負担が増加する市町村に対する激変緩和措置や被保険者全体の保険料抑制に最大限活用したいと考えております。

次に、保険料負担がどうなるかを市町村に示すことを含め、今後どのように進めていくかについてのご質問でございますが、昨日の代表質問でご答弁申し上げましたとおり、国民健康保険の県単位化に伴う保険料負担の変化は大きな関心事でございますが、拙速に数字をお示しするのではなく、まずは拡充される公費の都道府県への詳細な配分基準について国に確認するとともに、保険料の算定根拠となる本県の制度設計について市町村との協議も尽くし、制度設計の決定を図りたいと思っております。国民健康保険の県単位化について、大筋では全市町村と合意に至っております。

今後についてでございますが、県単位化に係る制度設計全般について市町村との合意形成を早期に終え、十一月中に国民健康保険運営方針を取りまとめたいと考えております。この中で、市町村ごとに一人当たり保険料がおおむねどのように変わるのかについてもお示ししたいと考えております。保険料の詳細が確定するのは、国の予算編成等の兼ね合いもあって、来年一月ごろとなる予定でございますが、市町村の予算編成や保険料率改定の作業等が円滑に進められるよう、的確な対応を心がけていきたいと思います。

残余の質問は関係の部長から答弁をさせていただきます。

○議長（岩田国夫） 土井健康福祉部長。

◎健康福祉部長（土井敏多） （登壇）四十二番今井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私には二つのご質問がございました。

まず一つ目は、国民健康保険の県単位化についてで、市町村独自の保険料の減免制度は県単位化後はどうなるのかとのお尋ねでございます。

お尋ねの保険料の減免制度につきましては、震災等の災害や病気、失業など、特別の事情により保険料の支払いが困難となった方を対象とした制度でございます。具体的な適用条件や減免の割合などは各市町村の条例で定めることとなっており、市町村ごとに細部にわたって取り扱いに差がある状況でございます。これまで、県単位化に伴い県内保険料水準の統一化を目指しまして、市町村と一緒に検討・議論を行ってきておりますが、その中で、減免措置につきましては、市町村の国民健康保険担当事務レベルのワーキング会議におきまして、市町村ごとの状況等について情報交換を行ってきたところでございます。県といたしましては、保険料の減免の取り扱いなど、市町村ごとに異なる運用となっている部分につきましては、県内の保険料水準の統一化を図っていく中で、どのような取り扱いをすべきか、その実態を踏まえながら、市町村とよく協議してまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目のご質問は、中学校卒業までの子どもの医療費助成制度について、現物給付方式を導入し、また、定額一部負担金もなくし、窓口負担無料化を実施すべきと考えるが、どうかとのお尋ねでございます。

本県におきましては、一旦、医療機関の窓口で自己負担金を支払っていただき、後日、自動的に助成金を口座に振り込む自動償還方式を採用しております。この方法により、国民健康保険の減額調整措置を受けることなく、受給者の利便性を確保してきたところでございます。また、財政状況が厳しい国民健康保険の運営にとりまして、国庫負担金の確保は極めて重要であることに変わりはございません。今般の国の見直しにより、未就学児までに限って減額調整措置が廃止されることを受けまして、未就学児までを対象とした現物給付方式の導入につきまして、市町村間で諸課題を整理し、認識を共有化することを目的に、市長会・町村会主催による勉強会が立ち上げられ、県も参加しているところでございます。

なお、現物給付方式の導入につきましては、助成対象を中学生の通院まで引き上げたときと同様、事業実施主体である全ての市町村の合意形成が大前提と考えております。また、定額一部負担金につきましては、これを廃止した場合、県で必要となる財源は、現行制度の約一・五倍となる約十八億円に膨らむと見込まれております。子ども医療費助成制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度とし、また、受給者の適正受診を確保する観点からも、定額一部負担金は必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩田国夫） 山田県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（山田哲也） （登壇）四十二番今井議員からの質問にお答えいたします。

私には、県道天理王寺線に関しまして、当初の生活幹線道路という説明から、なぜ骨格幹線道路に位置づけられたのか、その背景や経緯、また、骨格幹線道路になったことで交通量等の見直しが必要ではないかとのお問い合わせでございました。

天理王寺線長楽工区は、県道天理王寺線の最後の未改良区間の解消に向けて、川西町保田から河合町池部の間、約一・七キロメートルのバイパス道路を整備するもので、平成二十二年度に事業着手しております。これまで、関係する五地区のうち、川西町保田、河合町市場及び城古地区の用地買収は完了しております。また、現在、残る池部地区においては補償調査などを進めており、長楽地区においても、道路構造について地元の皆様と協議を進めているところでございます。

議員ご指摘の、天理王寺線が骨格幹線道路に位置づけられた経緯でございますが、まず、平成二十一年に行った都市計画の説明のときに、生活道路と幹線道路の機能をあわせ持つことから、生活幹線道路として説明いたしました。その後、平成二十五年に奈良県道路の整備に関する条例が制定され、それを受けて、平成二十六年に県議会の議決を経た上で、今後五カ年の道路の方向性を示す道路整備基本計画を策定いたしました。この計画の中で、

当面重点的に整備を推進する幹線道路として骨格幹線道路を位置づけてございます。ご指摘の天理王寺線も骨格幹線道路に含まれていることから、現在そのように説明させていただいております。

なお、骨格幹線道路に位置づけられたので交通量等が変わるのではないかということに関してですが、骨格幹線道路に位置づけられましても、長楽工区的車線数や幅員といった道路規格や構造は計画段階から変わるものではございません。さらに、議員ご指摘の将来交通量についても、規格や構造が変わりませんので、それを前提として国から示された与条件に基づき交通量を推計しておりますので、新たに変わるものではございません。

以上です。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。

知事は、核兵器の問題は国の問題だと、核兵器禁止条約のことは国の問題だというふうに捉えておりますけれども、核兵器禁止条約ができるに至るまでには、本当にたくさんの被爆者の皆さんや市民の皆さんの取り組みがあってこの条約まで至ったという経緯があります。決して国の問題ではなく、本当に私たちが核兵器をなくそうという思いで実現できた条約ですので、これについては、積極的な核兵器廃絶の署名などを知事もしていただいておりますので、そういう立場で頑張っていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、働き方改革です。職員の皆さんが、自分の労働時間が何時間なのか、どれだけの仕事をしているのか、どれだけの時間が必要なのか、どれだけの人が必要なのか、まずそこからしないことにはわからないと思います。今、新しい制度を導入しようとしていることを伺いましたので、そうしたことも進めながら、正しい時間管理の把握をしていただきたいと思っております。

この働き方改革の関係で一点お伺いしたいのですが、職員の方の自死の調査の結果が八月ぐらいに出るということをさきの議会で言われていたと思います。具体的な内容をお伺いするわけではありませんが、そこからどのような教訓を酌み取るべきと考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思っております。

それから、子どもの医療費の問題です。子どもの医療費の問題は、貧困対策と直結しておりますので、窓口の一部負担金がなくなった自治体では貧困家庭の子どもさんの受診がふえたと。貧困家庭の受診がふえると入院の医療費が下がるということが全国的にも言われておりますので、今はまだ結論が出ていないようですが、ぜひ窓口の負担をなくしてほしいということをお願いしておきたいと思います。

それから、国民健康保険の関係ですけれども、皆さんのところにお配りしておりますが、今、国民健康保険証が手元にないという世帯が奈良県で五千四世帯、一世帯一・六四人と聞いておりますので、八千二百六人の人は保険証が手元にないという状態が起きております。これでは国民皆保険という考え方が崩壊していくのではないかと考えておりますので、

国の出す一千七百亿円はこの軽減対策に使っていただくことを徹底してほしいと思います。その点を再度お尋ねしたいと思います。

県道天理王寺線の問題では、河合町池部まで開通したときでも、周辺の住民から騒音や振動の話が出ておりました。今後、地元の方が心配をしている点がさまざまございますので、心配の点につきましては、よく協議をしていただいて、事前に対応できるものについてはよく対応して進めていっていただきたいと思います。その点でもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 質問もご要望もご意見もありましたが、核兵器廃絶についてのご質問がありました。知事に対してのご質問だと思います。核兵器廃絶についていろいろ運動をされている方は、個人の立場でいろいろされております。県民の皆さんを背負っております知事の立場としての先ほどのお答えでございますので、個人のご活動がいろいろ世の中の役に立っていることはそのとおりだと思いますが、本会議での質問は知事に対するご質問ということで、先ほどの答弁になっておりますことをご理解いただきたいと思います。

次に、働き方改革についてでございますが、自己確認というのは、先ほどご答弁申し上げましたように、残業の自己確認ができるということを進めたいと思っております。その中で、自死された方への調査のことでございますが、担当が随分詳細に調査をしてくれました。それをそっくりご遺族の方に渡しております。職員が行って仏壇にご報告させていただいたと報告を受けております。ご遺族の方は、それだけの調査をされたことに対して感謝されたというふうに聞いております。そこからの教訓というのはいろいろあると思いますが、そのケース一つではなしに、我々が管理しております全体の中で、健康リスクを発生させないという全体の管理と、個別のいろいろなリスクが状況に応じて増す人のチェックをどのようにするのか、マネジメント技能を向上させなければいけないと考えております。真に必要な残業を命ずる人は必ず概念的にいるわけでございます。存在しないと言えば、何もすることができないということが前提になりますので、先ほど今井議員が言われた考え方については、私は同調しておりません。

○議長（岩田国夫） 山田県土マネジメント部長。

◎県土マネジメント部長（山田哲也） 今、お話のございました騒音等に関する今後の地元協議についてですけれども、申し上げましたように、交通量が変わるものではありませんが、現在、五地区それぞれで道路構造等の協議もしてございますし、そういった予測手法もございますので、きちんと説明させていただきたいと思います。

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 先ほど再質問があったのを聞き逃しまして、失礼いたしました。

国民健康保険の公費一千七百亿円を、極力、保険料負担分の抑制に使うべきではないかという再質問があったことを聞き漏らしました。ご答弁を申し上げたつもりでございましたが、一千七百亿円のうち、県に配分される分、先ほど、まだ詳細は確認されていないと

申し上げましたが、県に回ってまいりました分については、極力、保険料負担増の抑制に用いる方向で市町村との調整を図っていききたいということを再度申し上げておきたいと思いをします。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） ありがとうございます。働き方改革の問題ですけれども、マネジメントできる人がいるかいらないか、少し意見が違うところですが、この間、守衛室の横を通りましたら張り紙がありまして、時間外退庁予定者名簿を朝から持ってきて構いません、むしろ助かりますので早目をお願いします、というものが張ってありました。一日仕事をして、まだ仕事が残っていれば時間外の命令が出るのではないかと私は思っていたが、朝から時間外労働の名簿を出すというのはちょっとおかしいと感じましたので、その点で何かありましたらお伺いしたいと思います。

それから、県道天理王寺線ですけれども、本当にいろいろな意見がございました。長い期間でございます。住民の皆さんの不安に対しては、騒音の状況や台数の問題についても丁寧に説明していただいたり、調査をしていただきたいと思っておりますので、その点についてよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岩田国夫） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 残業指示につきまして、朝から残業指示ができるのかといったご疑問ではないかと思ひます。一日の仕事が残ったら残業をしろというのが普通の考え方でありまふけれども、県の仕事をいろいろ分析してありますと、その日仕事というのはあまりなくて、何日かに分けて完成しなさいという仕事が多いように思ひます。きょう仕上げておかなければ住民の方が困るというよりも、よく考へて、何日間か考へて知事に報告しなさいといった仕事の種類が多いように感じております。したがいまして、全体の中での計画的な仕事の配分を課の職員と話し合いなさいということが基本でございます。その際に、きょうは早く帰りたいと言ったら、きょうは残業しなくてあしたでいいですよというコミュニケーションが図れることを狙いにしております。従来の残業の考へ方は、一日やって、まだ刈り取りが残っていればやっておくかあしたに回すかといったものですが、その日の終わりに発見するのではなく、全体の計画的な管理の中で仕事の時間配分を考へ、コミュニケーションしなさいということがガイドラインの基本的な精神でございます。

○議長（岩田国夫） 四十二番今井光子議員。

◆四十二番（今井光子） あらかじめ仕事の量が予測できるのでありましたら、私は、必要な人の配置をしっかりとすべきではないかという意見を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（岩田国夫） しばらく休憩します。

△午後三時五十三分休憩

△午後四時九分再開

○副議長（松尾勇臣） 休憩前に引き続き会議を開きます

次に、三十一番和田恵治議員に発言を許します。――三十一番和田恵治議員。（拍手）

◆三十一番（和田恵治） （登壇）議長からご指名をいただきましたので、桜井市選挙区選出、創生奈良の和田恵治が一般質問をさせていただきます。

第一問目は、記紀・万葉を活用した中和地域の観光振興についてであります。

現在、奈良県の観光振興で力を入れているのは、主に、世界遺産となっている奈良公園の整備や国際級観光ホテルを核とした大宮通りプロジェクト、平城宮跡の整備といった、奈良市内のエリアに集中しているように感じられます。奈良市内の観光資源を活用することはとても大事なことであり、継続してその取り組みを強化してください。しかし、奈良県にはもう一つの重要な観光資源、それは、全国どこにもない、奈良県だからこそ発信できる、国の始まり奈良、国のふるさと奈良という歴史と文化があります。幸いにも、そのことに関連した豊かな文化資源があり、全国に情報発信できる大きな潜在的可能性を持っております。

奈良県は、二〇一〇年に、七一〇年の平城遷都から一千三百年を経た平城遷都一三〇〇年祭を開催して大きな成果をおさめ、引き続き、七一二年の古事記、七二〇年の日本書紀、奈良時代中期まで詠まれた歌を編集した万葉集などに着目して、観光振興を目的に、記紀・万葉編さん一三〇〇年記念事業に取り組みられました。記紀・万葉を通して、奈良県特有の歴史素材、文化資源を活用し、本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良、を目的に記紀・万葉事業が推進され、最近では、その目的を、記紀・万葉で楽しむ県、記紀・万葉と暮らせる県、奈良県の新しいイメージを創出するという方向に発展させております。

しかし、一つの手がかりとなる万葉文化館の注目度や訪問者数を参考にすれば、記紀・万葉のふるさと、国の始まり奈良にぜひ訪問したいと感じる全国の人々をふやさねばなりません。そのために、これまで取り組んできたソフト事業の成果をもとに、二〇一二年から二〇二〇年までの九年の取り組み期間の六年目に入った今こそ、記紀・万葉の奈良、国の始まり奈良の主要なエリアである桜井市、明日香村、橿原市など、現地で体感できるような多くの観光ツアーパック商品の開発をはじめ、景観整備、交通網の整備、多言語の詳しいガイドブックなどの観光インフラ整備やソフト事業をより一層充実することが必要だと思います。そして、記紀・万葉事業で奈良ブランドの創出にどれだけ効果があったのか、中和地域を中心に観光客数がどれだけふえたのか、また、観光土産品の開発や売り上げ、飲食店がふえて料理のおいしさがどれだけ向上したのか、総じて経済効果はどうであったのか、具体的な指標や目標を設定して記紀・万葉事業を推進すべきだと思います。

また、記紀・万葉事業は、記紀・万葉文献でひもとく世界を味わってもらうだけでなく、県内の記紀・万葉の本物の遺跡や文化財を見ていただき、日本はすばらしい、このすばらしい歴史や文化の財産は全部奈良発祥、奈良はすごいというように、日本文化の源流を体感してもらうことが必要だと思います。加えて、記紀・万葉の主要な歴史舞台となった桜井市や明日香村、橿原市といった、二市一村を中心とする市町村で取り組まれている多種

多様な記紀・万葉事業が一体性や統一性を持つために、県と中和地域の市町村が有機的に連携して取り組まれるとより大きな力になり、その主導的な役割を果たすのが県であり、県と広域市町村が協働・連携することで力を発揮していくべきだと考えます。

また、二〇二〇年を区切りとする記紀・万葉プロジェクト事業は、その後の取り組みとして、一方で、この事業にちなんだ取り組みを継承しつつ、他方では、記紀・万葉で描かれた地域の歴史と文化をさらに発展的に深め、広め、いかにして、国のふるさと奈良、国の始まり奈良を見せていくのか。すなわち、記紀・万葉事業以後の展望や奈良の新しいイメージ、奈良ブランドの創出なども重要な観点です。

そこで、知事にお尋ねします。

記紀・万葉を活用した滞在型観光を推進していくため、体験型観光や記紀・万葉周遊ルートの設定など、多種多様な記紀・万葉事業や、来訪者を満足させ、何度も訪れてもらえるような、おもてなしの観光地となるための受け入れ対策について、桜井市、橿原市、明日香村など、中和地域の市町村とともに有機的に連携を図りながら取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。また、二〇二〇年を区切りとされている記紀・万葉プロジェクトのそれ以後も含めた今後の展望について、所見を伺いたいと思います。

第二問目は、子どもの貧困問題の克服対策についてであります。

日本における子どもの貧困は深刻な状況にあることを、まず指摘しておきたいと思います。

今日言われている子どもの貧困とは、戦後に見られた衣食住に事欠く子どもの絶対的な貧困ではなく、相対的に貧困状態にある十七歳以下の子どもを指しており、その貧困状態を示す割合を相対的貧困率と呼んでいます。相対的貧困とは、国民を可処分所得の順に並べたとき、ちょうど真ん中に来る人の所得の半分の所得を貧困ラインといい、この所得に満たない状態をいいます。二〇一二年の日本の貧困ラインは一人当たり百二十二万円で、一六・一%の世帯がありました。二〇一五年調査の相対的貧困率は、〇・五%下がって一五・六%になったものの、ほんの少しの改善にとどまっております。親一人、子ども二人の三人世帯が暮らしていける所得額は、百二十二万円掛ける三人の三百六十六万円ではなく、計算式があって、一・七倍を掛けた約二百七万円となり、月額にして十七万円程度です。この収入は、最低限の衣食住を満たしても、子どもの教育や将来への投資を行うことは難しいと言えます。特に、男女間の賃金格差、職場復帰を促す社会インフラの不足という社会構造的な問題によって、母子世帯をめぐる経済状況は厳しい状況になっており、調査結果によれば、家庭の経済格差が子どもの教育格差を生み、将来の子どもの所得格差につながる貧困の連鎖が生まれていることが明らかにされています。

経済大国というイメージの強い我が国で子どもの貧困がこれほどまでに蔓延していることは驚きですが、日本の子どもの貧困率は高どまり傾向にあり、二〇一二年調査では、一六・三%、六人に一人の子どもが貧困状態にあり、二〇一五年調査では、一三・九%、七人に一人となりました。しかし、この割合は、経済協力開発機構の加盟国の平均一三・三%

を上回っています。また、ひとり親世帯の貧困率は依然五割を超え、暮らし向きでは、母子世帯の八二・七％が苦しいと答え、三七・六％の世帯は貯蓄がないと回答しております。貧困対策で制定された二〇一四年の子どもの貧困対策の推進に関する法律や、二〇一五年の生活困窮者自立支援法の施行による対策がどのように進んでいるのか、大変疑いたくなります。

このような状況に置かれている子どもに手を差し伸べたいと考え、寄附などで集められた食材を生活困窮世帯に無償で提供するフードバンクや子ども食堂の活動、また、シングルマザーに対する就労支援活動の取り組みも始まっています。

このような状況を踏まえ、知事にお伺いします。

第一点目は、県内の子どもの貧困状態について、完全な調査方法がないという困難さがあるものの、工夫次第で推計できるのではないかと考えます。県では、貧困状態の子どもの数をどのように把握されているのでしょうか。

第二点目は、子どもの貧困対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法が施行されましたが、奈良県では、子どもの貧困対策に関する具体的な取り組みについてどのように進捗しているのでしょうか。また、県は、今後の子どもの貧困対策について、どのようにお考えなのでしょうか。

第三点目は、県は、子どもの貧困対策の一環として、民間団体などで取り組まれ出した子ども食堂を県内に広げようと、本年度から補助金制度を設けて県内での普及拡大に取り組まれました。この取り組みの意義と現状及び課題について、お聞かせ願いたい。

次に、第三問目は、脱原発に向けた奈良県の取り組みについてであります。

災害に対する国民の認識は、災害は忘れたころにやってくるのではなく、災害はいつ起きても不思議ではないという認識に変わってきています。奈良県では、南海トラフ地震を警戒して、次第に防災意識が高まっているし、言うまでもなく、二〇一一年九月の紀伊半島大水害で幾多のとうとい県民の命や財産が奪われました。しかし、同年三月に東北地方を襲った大地震では、約二万人の命が奪われ、そして、地震とその直後に襲った津波によって発生した福島第一原発事故のため、言葉では言い尽くせない惨状となりました。国民は、自然災害の怖さはもちろんのこと、原子力発電所の怖さも身をもって経験しました。

あれから六年半がたちました。自然災害と言える東日本大震災の復旧・復興工事は着々と進んでいるようですが、まだ東日本大震災の被災者約八万七千人の人々が避難生活を強いられています。中でも、福島第一原発周辺で放射能汚染の最もひどかった五市町村のうち、福島県双葉町、大熊町は、全町民の避難生活が続いており、いつ帰還できるのか全く見通しが立ちません。残りの三町村は、帰還困難区域を解除されましたが、被曝の許容限度量が年間積算一ミリシーベルト以内と定められた国際基準を無視して、二十倍も超える年間二十ミリシーベルト以下を前提にして解除されたので、住民は大きな不安を抱き、帰還が進んでおりません。

二〇一一年当時、双葉町の町長であった井戸川克隆さんは、二十ミリシーベルト以下なら町に住める、帰れと国は言っているが、私はそんな非人道的なことを町民に強いることはできないと述べ、事故は起きないと言う東京電力、原子力安全・保安院の話を疑っていませんでした。そして、事故が起きたら東京電力や国が何とかしてくれるだろうという甘さがありました、と悔やまれていたことを、私はいまだに忘れることができません。

ことし六月に発表された福島県内の子どもに対する甲状腺検査によると、平成二十八年度まで、子どものがん確定患者は百五十二人、がん疑い患者が三十八人になっています。一刻も早い子どもの健康回復を祈りますが、がん患者がどこまでふえるのか心配です。

放射能汚染は、人命や国土に未曾有の災害をもたらすだけでなく、核廃棄物の捨て場がないこと、原子力発電に頼らなくても電力が賄えることなどから、私たちは直ちに脱原発を目指すべきだと思います。そして、それにかわる代替エネルギーとして、可能な限り石炭や石油などの化石燃料を減らし、地球温暖化対策も含めて再生可能エネルギーの普及促進に全力で取り組む必要があると思います。

そこで、知事にお尋ねします。

第一点目は、日本の電力量の約一五％が再生可能エネルギーで占められている現状を受けとめ、脱原発の方針を掲げ、県内の電力を再生可能エネルギーで賄う決意を示したエネルギー条例を制定してはどうでしょうか。

第二点目は、県エネルギービジョンでも指摘されている、地方分散型電力エネルギーの確保によって災害対策を充実することが重要であります。災害対策のため、避難所や学校など、公共施設に再生可能エネルギーを確保する設備の普及促進を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

第三点目は、電力の消費に伴う県外資金流出を防ぎ、新エネルギー産業を興し、雇用を生む地産地消のエネルギー政策はどのように取り組んでいるのでしょうか。また、電力を小売りする新電力事業会社の設立に地方自治体も積極的に参加することを検討してはどうでしょうか。

第四点目は、原発銀座と言われる福井県敦賀市と本県の北部自治体との間で、広域避難に関する協定が締結されましたが、放射能の除染や避難生活も含め、避難者の受け入れについてどのように考えているのでしょうか。

第四番目の質問は、大和牛の奨励と畜産業の振興についてであります。

畜産農家や市場関係者の努力があって、大和牛の評価がこのところ高まっており、供給量が消費者の需要量に追いついていないといううれしい状況が見られます。大和牛は、平成十五年に流通を開始し、当初は一千頭を目標に順調に生産の拡大を図ってこられましたが、平成二十三年以降、諸事情により国内の子牛生産頭数が大幅に減少し、子牛の絶対数が不足したため、それまで五十万円台であった子牛の価格が一時は八十五万円前後まで値上がりし、飼料費も高どまりするなど、生産コストが著しく高騰する事態となっております。このため、消費者の需要が旺盛であるにもかかわらず、牛の肥育を諦めて廃業や規模

縮小する畜産農家が見られ、大和牛の生産頭数が不足するというジレンマに陥っております。念のため確認しますと、大和牛のような消費者の需要増加が見込める牛肉産業は、決して衰退産業ではなく、成長産業であるということでもあります。

県では、昨年、農畜水産物のブランド力の向上を目的として、一定の品質基準を満たした県産農畜水産物についてブランド認証する、奈良県プレミアムセレクトを創設し、柿、イチゴ、大和牛で取り組みが開始されております。これに向けて、大和牛については、生産者の肉質の向上に対する取り組みに支援するなど、大和牛の品質を上げていく施策にも取り組んでおられます。しかし、いかんせん、大和牛の生産・供給は不足しているのが現状であります。このまま畜産農家に耐えてもらう状況が続くならば、苦勞してここまで積み上げてきた大和牛の生産・供給が細ってしまうことが危惧されます。市場が大和牛ブランドの不足サインを出している今こそ、さらなる生産・供給拡大のための積極的な対策を講じるべきだと思います。また、日本の牛肉はおいしいということで海外でも評価が高く、国外への販路拡大も見えてきました。繰り返しますが、大和牛のシェアを拡大し、大和牛の基盤を安定させるのは今が好機だと思います。

また、ブランド認証の大和牛を生産し続けるためには、品質保証の点から、と畜場施設の衛生管理を厳重にし、安全・安心な食肉を消費者に届けねばなりません。そのためには施設の衛生管理がとても重要であります。消費者の評価が高くなってきた大和牛の生産拡大を図り、県外販路拡大まで発展させるのか、それとも、この好機を逃すのか、一大転機に來ているように思います。

そこで、知事にお尋ねします。

第一点目は、現在の大和牛の生産の実情を踏まえ、ブランド力の向上と生産基盤を強化するために、どのような支援策を考えておられるのか。また、あわせて、みつえ高原牧場の活用についても伺います。

第二点目は、安全・安心な食肉を提供するためには、奈良県食肉センターの衛生管理の充実が重要です。現在、奈良県食肉センターでは、食品の安全と衛生管理の手法であるHACCPの認証取得に向けて取り組まれています。早期取得に向け、設備改修なども含め、今後、どのように進めようとされているのか、伺います。

知事も、四人目、最後の私に対する答弁、少々お疲れでしょうけれども、肩の力を抜いてしっかりと答えていただくこと、よろしくお願いします。（拍手）

○副議長（松尾勇臣） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十一番和田議員のご質問に、それでは、肩の力を抜いてご答弁させていただきたいと思います。

最初は、中和地域の観光振興についてでございます。記紀・万葉など、歴史文化資源を活用して今後の展望をどのようにするかというご質問でございます。

本県では、数多く残ります歴史文化資源を活用して奈良の価値を国内外に発信する取り組みとして、記紀・万葉プロジェクトを推進してまいりました。市町村との連携も密にな

ってまいりました。いろいろな催しが行われております。観光振興の観点からも大きな成果が上がっております。中和地域におきまして、今年度は特に、桜井市、橿原市、明日香村と県とで旅行プランを作成し、商品化に向けた取り組みなども始めております。また、県だけでなく、市町村においても、桜井市、宇陀市、田原本町では、それぞれ独自に記紀・万葉プロジェクトの協議会を立ち上げられて、民間団体とともに取り組みを進められているようでございます。記紀・万葉プロジェクトの機運は随分盛り上がってきております。その結果、中和地域で展開されるイベント等の開催数や同地域への来訪者数も、他の地域と比較して最も多くなっている状況でございます。イベントだけではなく、常設的な案内板、解説板、無料Wi-Fiなど、受け入れ体制の充実なども当然必要でございます。

日本書紀完成一三〇〇年に当たります二〇二〇年に記紀・万葉プロジェクトが終わるわけでございますが、その後どうするかというお問い合わせでございます。オリンピックイヤーでございますが、二〇二〇年までは記紀・万葉を中心に取り組んでいきたいと思ひますし、二〇二〇年には大きなイベントも予定されております。また、二〇二〇年以降も、奈良にかかわる歴史的テーマが幾つも続いております。聖徳太子プロジェクトや興福寺中金堂の落慶などでございますが、今後も、歴史文化を楽しみ体感できる奈良県をイベントで盛り上げていくという姿勢で知恵を尽くしていきたいと思っております。

子どもの貧困問題についてのお問い合わせがございました。

まず、どのように子どもの貧困を量的に把握しているのかということでございますが、相対的貧困率ということを議員が紹介されまして、一つの捉え方を申し述べられました。県内の状況でございますが、県内の調査というものはございません。国の都道府県別の調査や県独自の調査がない状況でございます。県内の状況を推計する手法として、先ほど議員が述べられました子どもの相対的貧困率、全国の率は一三・九％でございますが、それと同じ率だと奈良県で推測いたしますと、約二万九千人という推計が出ております。十七歳以下の児童数は二十一万人ぐらいでございますが、それに対して三万人ぐらいが相対的貧困とされる子どもさんではないか。七人に一人というような割合でございます。

相対的貧困者数はなかなか捉えがたいものでございますが、一方、ジニ係数という数字がございます。所得の偏りということでございます。きょうの答弁では用意できなかったのですが、地域ごとのジニ係数を調べたことがございまして、奈良県はそんなに偏差が多い県ではなかったように思います。また、市町村別のジニ係数ということも多少計算できたような気がいたします。子どもの貧困と親のジニ係数とはまた少し違うわけでございますが、いろいろな手法を使って、どのような量の子どもの貧困が発生しているのかということをも具体的に客観的に捉える努力をしてみたいと思ひます。

そのような前提の上で、子どもの貧困対策をどのようにするかというご質問がございました。私は、子ども自身には貧困はないと思ひます。親が貧困、あるいは家庭が貧困ということでございます。子どもは、どのような子どもでも変わりないわけでございます。し

たがいまして、相対的貧困率、ジニ係数というものの、親の所得をもとに計算するわけでございます。

そのような状況の中で、貧困家庭に育てられている子どもさんをどのように育て上げるかということでございますが、今までの家庭で子どもを育てるところから、社会で育てるというふうに変換が進むのが通例でございますし、日本もそうあるべきではないかと思っております。アメリカ合衆国には貧困地域が結構ございますが、ある実験がございまして、ある地域で貧困家庭の幼児期のお子さんにバイオリンを教えるという実験をされまして、バイオリンを教えますと幼児期に神経が発達いたします。統合的に神経が発達いたしまして、何十年か後に大学進学率が他の貧困地域と比べて格段に上がったという報告がでございます。アメリカの実験でございます。日本でそのような壮大な実験をされた地域はまだないわけですが、幼児期にバイオリンを教えるということは大事と思ひまして、そのような発想から、奈良県立ジュニアオーケストラをつくった経緯がでございます。

子どもにどのように生きる力をつけさせるかということは大きな課題でございます。学校だけでなく、学校からはみ出す傾向がございまして、福祉の関係、あるいは県だけではなくに市町村との関係も緊密にしながら、ソーシャルワークという分野の仕事でございますので、教育と福祉が一体となった作業が必要になってまいります。確立したやり方はまだございませんが、議員もお述べになりましたように、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、また、子ども食堂などの取り組みが行われておりますので、県といたしましては、そのような取り組みを促し、後押しをしていきたいと考えております。

その中で、子ども食堂についてのご質問がございました。子ども食堂は大変重要だと思っております。子どもが貧困を感じるのは食事の場であることが多いわけでございます。私は、お子さんにはおいしいものをたっぷり食べていただければ、子ども自身が貧困を感じることはないはずと思っております。その意味で、子ども食堂が展開されることは大変うれしいことだと思っております。県内では三十カ所以上で子ども食堂が運営されております。その実情を見ますと、食事の栄養を提供するだけでなく、家庭から多少はみ出そうな子どもさんたちの居場所になっているように思います。学びや出会い、地域の人たちとのふれあい、昔はそのような場が我々の周りにありましたが、そのようなふれあいを通じて子どもさんが成長して、生きる喜び、感謝、また、生きる力を与えていただく場になっているというような感覚もでございます。

このような地域の子どもの食堂の取り組みは、ボランティアなどの団体で取り組まれることが多いわけでございますが、県としても開設・運営経費に対する助成を始めました。先月十七日から助成団体の募集を行って、募集後一カ月で六件の申請がございました。このご質問があつて助成費の内容を聞いたのですが、あまりにも少ないと私は思いました。もう少し出したほうがいいのではないかと思います。額ではない、困難があれば助けるだけは助けようと。先ほど申し上げましたように、子ども食堂はとても大事だと思っておりますので、困難が生じるようであれば、来年度予算でも考えなければいけないと思っております。

ます。額ではなしに、必要なだけを押すという財政当局の判断でございますが、今後、子ども食堂の推移、また意義を観察しながら、力を入れていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、子ども自身に貧困はありません。子どもの家庭に貧困があるということは持論でございますが、そのような家庭がハンデを受けないように、できるだけ社会で育てるという仕組みがもっとできればいいというふうに思っております。どのような仕組みにするのか、逆に親御さんから子どもを引き離すことになってはいけない面がございますので、そのあたりの兼ね合いが難しいところでございますが、今の時代に適した知恵をいただけないか、何かいい知恵はないかと思う心境でございます。

次のご質問は、脱原発に向けた取り組みについての幾つかのご質問がございました。

まず、脱原発で、県内の電力を再生可能エネルギーで賄う方針を掲げた条例制定についてのお問い合わせがございました。エネルギー政策をどのように考えるかということでございます。

原子力発電の比率、依存度をできるだけ下げる方向は正しいと私は思います。それではどのようにエネルギーを調達するのかということになりますが、省エネルギーで過ごせるようになるということと代替エネルギーを探すことが必要になってまいります。現実には原子力発電所の発電能力に依存しておる奈良県でございますので、決して大きなことは言えませんが、国全体の供給体制でありますので、国全体での議論が中心であろうかと思います。エネルギー政策は観念的にしたら非常に問題が発生すると考えております。現実的な政策を探索すべきであろうかと思います。

そのような観点から見てみますと、まず、省エネルギーはともかくといたしまして、代替エネルギーの出口、調達方法でございます。再生可能エネルギーと言われる分野では九七％が太陽光発電だと聞いておりますが、天候に左右されるエネルギーでございますし、現実には供給力が大変低いわけでございます。奈良県でも、再生可能エネルギーの導入促進を目指しております。また、小さくても分散型エネルギーができて少しでも役立てばということでございます。原子力発電の現場ではない、他県の原子力発電に依存しております奈良県でございますので、軽々にエネルギー条例といったものをつくれる立場にはないのではないかというのが正直な所感でございます。

その中で、再生可能エネルギーの普及促進を図るべきということについては賛成でございます。県の施設では、災害のときの自立的エネルギーという観点から、防災拠点でもございます郡山総合庁舎、橿原総合庁舎への太陽光パネルと蓄電池の設置や、水道事業施設における桜井浄水場、御所浄水場に太陽光パネルや小水力発電の設置を進めてまいりました。市町村でも同じような取り組みが行われております。グリーンニューディール基金というものがありましたので、昨年度までに二十一市町村五十一カ所の防災拠点及び避難所で太陽光発電や蓄電池などの整備が図られております。紀伊半島大水害で電力が切れて関西電力の移動発電機が奥大和まで上っていったことはそう遠い昔ではございません。また、地域の避難所も再生可能エネルギーにできればと思います。市町村の責務にはなりますが、

県としても、緊急時の電源確保の方策について、再生可能エネルギーだけでなく、ＬＰガス発電などの方法も含めた導入を相談していきたいと思っております。

また、脱原発に向けた取り組みとして、地産地消のエネルギー政策、また、新電力事業会社への参加についてのご質問がございました。

奈良県でも、原子力発電所の事故を受けてエネルギービジョンをつくり始めまして、エネルギー政策課を設置いたしました。その中で、基本方針の一つとして、エネルギーを活用した地域振興の推進を掲げ、雇用の創出を含むエネルギーの地産地消に取り組んでおります。具体的な例としては、大淀町の木質バイオマス発電、天川村では、温泉施設に設置された薪ボイラーに使用する燃料としての原木の買い取りに地域振興券が使用されている例、また、最近では、東吉野村においてつくばね水力発電所が復活しました。チェコ製でございまして、チェコ共和国駐日大使が奈良県まで来られました。本県においては大規模な発電施設の立地は難しいと思いますが、規模は小さいものの、このような取り組みで地域の身近な電力供給を心がけていきたいと思っております。

さらに、電力を小売りする新電力会社への参画でございますが、電力の生産については、量的に貧弱でございまして。また、民間中心の複数の新電力会社が設立されておりますので、県が新たに電力小売市場に何らかの形で参入することは多少難しいという感覚を持っております。

また、福井県敦賀市と奈良県下の市との避難についての連携について言及がありました。避難生活や放射能除染、避難される方々への応援という観点でございまして。議員お述べのように、平成二十六年二月に、奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市の四市が敦賀市と協定を締結しております。それ以前に、奈良県では、福島県原発事故の避難者の方々を温かく長期間受け入れてきた実績がございまして。この県内四市と敦賀市の協定では、具体的に、敦賀市の自治会ごとの避難者をあらかじめ指定した四市の避難所で受け入れることになっております。カウンターパート方式と言われるようなものの延長かと思っております。受け入れる避難者の方々は、県内四市の体育館等を中心に避難生活をしていただくこととなりますが、福島県の例を見ますと、長期間に及びますと、体育館で長期間というわけにもいきませんので、仮設住宅や公営住宅、あるいは民間賃貸住宅の活用などが必要になってくると思っております。

県のレベルとしては、福井県と災害時等相互応援協定を結んでおります。原子力災害時にはいろいろなことを考えなければいけないと思っておりますし、日本海も視野に入れた広域防災拠点の整備ということも必要になってくると思っております。

次のご質問は、大和牛の奨励と畜産業の振興についてでございました。

大和牛の生産についてお述べになり、ブランド力向上、生産基盤の強化、また、みつえ高原牧場の活用についてのご質問がございました。

日本の牛肉の質と海外を含めた需要の動きから見て、大和牛の振興ができたというふうに思います。ブランド力向上のための試みについては、議員もお述べになりましたよう

に、科学的な根拠、とりわけ分子栄養学に基づいて成分を認証する奈良県プレミアムセレクトを創設しまして、大和牛については、オレイン酸含有率等の客観的な基準により認証を開始しております。今年度の展開としては、オーベルジュ・ド・ぶれざんす桜井の試食会や、いろいろなところで大和牛を提供していただいております。いろいろな雑誌でも高い品質だという紹介がございます。

しかし、一方、生産力、安定供給ということについては、他の野菜、農産物等も同じでございますが、大変弱いところがございます。生産・供給力を強化しなければいけないということで、まず、品質の高い大和牛のもとになる子牛の導入が必要でございます。大和牛の肥育に重要な安全・安心な県内産稲わらの利用促進に取り組んでおります。また、全国的な和牛の生産状況を見て、他府県の取り組みも研究しながら、生産者をはじめ関係者等と意見交換しておりますが、生産する方の人数の確保も大きな課題でございます。

また、議員お述べの、みつえ高原牧場をこれからどうするかということでございますが、既存施設を利用して和牛子牛の頭数を増加させることについて生産者団体と検討を重ねております。できれば、大和牛を含む畜産物の安定供給に向けた生産拠点になればという願いはございます。その方向に向けた検討を進めております。

最後に、奈良県食肉センターの今後についてのご質問でございました。

この議会でも大変議論がございましたが、奈良県食肉センターが新しく発足いたしました。平成二十四年三月の改革検討委員会の結論を受けまして、不採算部門であると畜業務と市場業務を分けて、と畜業務は公による直接運営とするということにさせていただきました。奈良県食肉公社がと畜業務を行い、県民の皆様に安全・安心な食肉の提供をすることになっております。

一方、平成二十七年四月に、食品の安全性向上のためのと畜場法施行規則の一部改正がございました。奈良県食肉センターでは、新たな食品の安全・衛生管理手法でございます HACCP と言われる手法の導入を見据え、基幹施設であります冷却設備の更新が必要になってきております。現在、十九基ありますが、そのうち十七基を三カ年計画で順次更新しているほか、自動手洗い器の増設、牛の生体洗浄機の新設もいたしました。今年度も、消毒槽の設置をする予定でございます。また、今後どのように展開していくか、関係機関との連携・協力のもと、勉強会などもしていただいております。食肉の汚染防止の徹底は極めて重要でございます。HACCP 認証を早期に取得できるように、計画的な設備改修を進めてまいりたいと考えております。

ご質問ありがとうございました。

○副議長（松尾勇臣） 三十一番和田恵治議員。

◆三十一番（和田恵治） 時間が非常に少なくなっております。必要なことだけ申し上げ、意見にかえて、あとは決算審査特別委員会で質問を深めることにいたします。

まず、記紀・万葉のことでございますが、重要なことは、記紀・万葉の取り組みの目的が記紀・万葉で終わってはならない。その中で、この文献で掘り下げたこと、あるいはま

た、記紀・万葉事業で取り組まれたいろいろな内容、こういったものを集約しながら、奈良の新しいイメージをつくっていく、いわば奈良ブランドをつくっていく、このことが最大のテーマだと思います。そういう意味で、そのような明確な方向が出ていないことは実に残念でございます。多分、そのことはお持ちのこととは思いますが、さらにその点については深めさせていただきたいと思います。

それから、子どもの貧困対策については、おっしゃるように、補助金制度、二万円は少し安過ぎるのではないか。これは額を上げるように。それから、重要なことは、現在取り組んでいるところは補助金の下りませんけれども、非常に工夫をして、しんどい中でやっているところもあるわけですから、やめないように支えていくことも重要です。励ます意味で、一年間でもいいから、既に取り組んでいるところに対しても支援をするように。そしてまた、これから取り組むところは、一年の支援ではなくて、二年でも補助を出す、というような方向で取り組みを進めていただきたい。

時間が来ましたので、これで終わります。あとは決算審査特別委員会で頑張ります。

○副議長（松尾勇臣） 十四番大国正博議員。

◆十四番（大国正博） 本日は、これをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（松尾勇臣） お諮りします。

十四番大国正博議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明、九月二十二日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後五時一分散会